

新総合計画の 政策体系案・政策骨子案 (安心)

○政策体系案 P 1 ~ 5

○政策骨子案 P 7 ~ 61

新総合計画 政策体系案（安心）

<27政策 主な施策（96施策）>←【現行】20政策 主な施策（86施策）

展開目標【1】いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一

- 1 医師の養成・確保
- 2 看護師・保健師・助産師の養成・確保
- 3 最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進
- 4 質の高い救急医療・リハビリ医療・在宅医療の提供体制の充実
- 5 健康寿命日本一を目指す総合対策の推進
- 6 人の痛みに寄り添い、支える場づくり
- 7 食の安全の確保、食育の推進

展開目標【2】住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進

- 8 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成
- 9 保健・医療・福祉の切れ目のない支援
- 10 介護・福祉人材の確保のための環境整備
- 11 高齢者の介護予防と介護サービス、認知症対策の充実
- 12 障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふまえた支援
- 13 障害者が地域で安心して暮らせる体制の整備

展開目標【3】環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり

- 14 循環型社会・低炭素社会づくりの推進
- 15 「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」の確立
- 16 豊かな自然環境の保全
- 17 安全な生活環境の確保と環日本海地域の環境保全
- 18 清らかな水資源の保全と活用
- 19 再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギーの利用に向けた開発の促進

展開目標【4】災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり

- 20 消防力や地域防災力等の強化による防災・危機管理体制の充実
- 21 防災・減災、災害に強い県土づくり
- 22 地震・津波対策、火山対策、原子力災害対策の充実
- 23 雪に強いまちづくり
- 24 犯罪の抑止と交通安全対策の推進
- 25 地域公共交通の維持活性化と新たな展開
- 26 安全・安心で豊かな住環境づくり
- 27 消費生活の安全の確保

各政策の「政策目標」及び「主な施策(柱立て)」

政策及び政策目標	主な施策(柱立て)
展開目標【1】いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一	
1 医師の養成・確保 地域医療を担う医師が確保され、すべての県民が質の高い患者本位の必要な医療を受けることができていること。	①地域医療を志す医師の養成・確保 ②初期臨床研修医や専門医の確保と育成 ③医師不足が顕著な産科や小児科、麻酔科、救急部門などの人材確保 ④医師の勤務環境の改善
2 看護師・保健師・助産師の養成・確保 医療の高度化や専門化、在宅医療の進展などに対応できる看護師・保健師・助産師が確保され、すべての県民が質の高い患者本位の必要な医療を受けることができていること。	①県立大学看護学部の創設 ②県民の健康をライフステージに応じて支える看護師・保健師・助産師の確保 ③看護師・保健師・助産師の資質向上 ④職場定着・再就業支援
3 最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進 県内における国内最高水準のがん医療の提供や、がんの早期発見体制の強化、患者支援体制の充実などの取り組みにより、がんによる死亡の減少やがんになんでも安心して暮らせる社会が構築されていること。	①予防の強化とがん検診受診率向上などの早期発見の推進 ②質の高い医療の確保 ③患者支援体制の充実
4 質の高い救急医療・リハビリ医療・在宅医療等の提供体制の充実 高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを切れ目なく提供する体制が構築され、すべての県民が必要なときに安心して質の高い患者本位の必要な医療を受けることができていること。	①医療連携体制の構築 ②高度救急医療体制、高度で専門的リハビリーション医療提供体制の整備 ③在宅医療提供体制の整備 ④医薬品、輸血用血液等の安定供給の確保
5 健康寿命日本一を目指す総合対策の推進 望ましい生活習慣の実践や適切な疾病対策などにより、県民一人ひとりが心身ともに健康な生活を送り、健康寿命日本一を達成していること。	①健康寿命日本一に向けた機運の醸成 ②生活習慣の改善 ③糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療 ④感染症など各種疾病対策の推進
6 人の痛みに寄り添い、支える場づくり こころの健康に関する相談体制の充実や自殺防止総合対策、DV対策、犯罪被害者等支援の充実により、地域での人の痛みに寄り添い、支える場がつくられていること。	①こころの健康づくりの推進 ②配偶者等からの暴力(DV)のない社会づくり ③犯罪被害者等の支援の充実
7 食の安全の確保、食育の推進 安全な食品が供給され、誰もが食品の安全性に関する情報を適時的確に入手することができるとともに、県民自らが「食」に関する知識と理解を深め、地場産食材を積極的に活用しながら、健全な食生活を実践していること。	①食品の安全性に関する情報の受発信 ②食品の安全性の確保と適正な表示の推進 ③県民ぐるみの地産地消の推進 ④富山の食に着目した食育の推進

各政策の「政策目標」及び「主な施策(柱立て)」

政策及び政策目標	主な施策(柱立て)
展開目標【2】住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進	
8 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう「地域包括ケアシステム」の構築を推進されるとともに、地域住民誰もが役割を持ち、地域ぐるみで支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」が形成されていること。	①地域包括ケアシステムの構築 ②県民の福祉意識の高揚や地域の福祉活動を担う人材の育成 ③地域ぐるみで支え合う地域共生社会の推進 ④生活環境のバリアフリーの推進
9 保健・医療・福祉の切れ目のない支援 県民誰もが、保健・医療・福祉の切れ目のない支援や利用者の立場に立った質の高い介護サービス等が受けられること。	①在宅医療・介護連携の推進 ②相談支援体制の充実やこれを支える医療・福祉人材の養成・確保 ③利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供や利用者保護の充実
10 介護・福祉人材の確保のための環境整備 地域の介護・福祉サービスを担う人材が養成・確保されるとともに、処遇・職場環境の整備により、職場への定着が図られていること。	①若者等への介護の魅力のPRや多様な人材の参入促進 ②介護サービスを担う人材の教育・養成の推進 ③介護人材の就業支援など人材確保の推進 ④処遇・職場環境の改善等による介護職場の定着支援 ⑤保育士等の人材確保と就業継続の支援
11 高齢者の介護予防と介護サービス、認知症対策の充実 介護予防や介護サービス基盤の整備、認知症施策の充実により、一人ひとりの自立と尊厳を支えるケアが持続的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられていること。	①介護予防と生活支援サービスの充実 ②在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実 ③認知症施策の推進 ④権利擁護の推進と相談支援体制の整備
12 障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふんだんにした支援 障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合う社会が実現していること。	①障害に対する理解と権利擁護の推進 ②発達障害など多様な障害に対する対応 ③障害者の雇用・就労の促進
13 障害者が地域で安心して暮らせる体制の整備 障害者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営んでいること。	①地域での自立と社会参加の促進 ②身近な地域での相談支援体制・サービス提供基盤の充実 ③重度心身障害児者等が必要な医療的ケアが受けられる体制の強化

各政策の「政策目標」及び「主な施策(柱立て)」

政策及び政策目標	主な施策(柱立て)
展開目標【3】環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり	
14 循環型社会・低炭素社会づくりの推進 循環型社会・低炭素社会づくりについて県民・事業者の理解が深まり、エコライフの実践・定着が進むとともに、環境に配慮した事業活動や環境保全活動が広く実施されていること。	①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの導入や環境にやさしい新たなエネルギーの利活用の推進 ③環境教育の推進、環境保全活動の拡大
15 「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」の確立 県民・事業者・行政等の連携協力のもと、県内はもとより環日本海・アジア地域においても資源効率性・3Rの取組みが進み、循環型社会づくりに資する先進的な「とやまモデル」が確立されていること。	①資源効率性・3R等の推進 ②食品ロス・食品廃棄物対策の推進 ③環日本海・アジア地域における資源効率性・3Rの推進への貢献
16 豊かな自然環境の保全 自然を大切に思う心が育まれ、自然に対する理解が深まるとともに、生物多様性の確保や、人と自然との共生の取組みが進み、豊かで美しい自然が保全されていること。	①自然保護思想の普及啓発 ②自然環境の保全に配慮した適正な利用の推進 ③自然環境保全活動の推進 ④生物多様性の確保 ⑤野生鳥獣の適正な保護管理の推進
17 安全な生活環境の確保と環日本海地域の環境保全 県民一人ひとりが高い環境保全意識を持ち行動することで、本県が誇るきれいでさわやかな大気、豊かで清らかな水など安全で健康的な生活環境が確保されるとともに、環日本海地域において国連機関や自治体等が連携した環境保全の取組みが着実に進められていること。	①監視体制や発生源対策の強化など安全で健康的な生活環境の確保 ②環境学習の充実と地域での環境保全活動の活性化 ③イタイイタイ病の教訓等の後世への継承と国内外への情報発信 ④国連機関や北東アジア地域の自治体等と連携した国際環境協力の推進
18 清らかな水資源の保全と活用 空から山、平野、川等を経て富山湾に至る水の循環と県民の諸活動との調和が図られ、水資源が有効に活用されるとともに、地域に根ざした水文化が継承されていること。	①水源の保全と涵養 ②小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用 ③水環境の保全 ④水を活かした文化・産業の発展
19 再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギーの利用に向けた開発の促進 豊かな県民生活や経済の持続的な成長を実現するため、本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進などエネルギーの多様化や効率化の推進や、水素など新たなエネルギーの利活用の取り組みにより、エネルギー需給の安定が図られていること。	①再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーの多様化や効率化の推進 ②水素やメタンハイドレートなど新たなエネルギーの利活用に向けた取組み ③再生可能エネルギーの導入を通じた地域づくりやグリーンイノベーションの加速化

各政策の「政策目標」及び「主な施策(柱立て)」

政策及び政策目標	主な施策(柱立て)
展開目標【4】災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり	
20 消防力や地域防災力等の強化による防災・危機管理体制の充実 県民一人ひとりが、高い防災意識を持ち、地域での防災力が向上しているとともに、火災や自然災害はもとより、大規模テロや新型感染症等の新たな危機が万一発生した場合の備えが整えられていること。	①消防力・地域防災力の強化 ②消防体制の充実 ③危機管理体制の充実
21 防災・減災、災害に強い県土づくり 水害や土砂災害などから県民の生命や財産を守るために施設等が整備され、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される、災害に強い県土が形成されていること。	①治山・治水・土砂災害対策の推進 ②市街地等の浸水被害を軽減する総合的な浸水対策の推進 ③津波・高波・海岸侵食対策の推進 ④公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進
22 地震・津波対策、火山対策、原子力災害対策の充実 地震や津波、火山、原子力の災害発生時において、県民の生命、身体及び財産が守られているとともに、速やかで的確な応急対策や復旧・復興対策が行われる体制が整備されていること。	①地震・津波対策の充実 ②火山対策の充実 ③原子力災害対策の充実
23 雪に強いまちづくり 降積雪時においても、県民生活に支障がなく、産業経済活動が円滑に進められるとともに、豊かな雪の文化が継承・創造されていること。	①雪害のないまちづくり ②雪害防止対策の推進 ③雪の文化の継承と創造
24 犯罪の抑止と交通安全対策の推進 犯罪や交通事故の発生しにくい環境づくりが進み、県民が安全で安心して暮らすことのできる社会が実現していること。	①安全なまちづくりの推進 ②交通事故防止対策の強化 ③警察機能の充実
25 地域公共交通の維持活性化と新たな展開 県民の生活を支える身近な公共交通サービスが安定的に確保され、高齢者、障害者など誰もが安全で快適に移動できていること。	①総合的な地域公共交通体系の構築の推進 ②地域公共交通の維持活性化 ③地域のニーズに対応した交通サービスへの支援
26 安全・安心で豊かな住環境づくり 耐震性やバリアフリー性能等を備えた地球環境にもやさしい住まいで、それぞれのライフステージに応じて豊かな住生活が営まれていること。	①住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の促進 ②地域の特性に応じた良質で快適な住環境の整備 ③住宅市場の環境整備と住宅セーフティネットの充実
27 消費生活の安全の確保 県民誰もが、消費者トラブルに巻き込まれず、また、医薬品の安全性などに不安を感じることなく、安心して生活を送っていること。	①安全・安心な消費生活の実現 ②医薬品や危険物等の安全性の確保 ③動物愛護思想の普及啓発や適正飼育の推進 ④衛生的な生活環境の確保

新総合計画の政策骨子案（安心）

展開目標	資料ページ
1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一	P 8~21
2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進	P22~33
3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり	P34~45
4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり	P46~61

資料の構成説明

(次頁以降の)各政策の政策骨子案の資料は、「政策名」、「政策目標」、「現状と課題」、「取組みの基本方向」、「主な施策」の5項目で構成しております。

1 政策名

2 政策目標

県民の視点から見た「10年後の県民生活の目指すべき姿」を目標として示しています。

3 現状と課題

「政策目標」の達成にあたって踏まえるべき現状や、解決すべき課題を明らかにしています。

4 取組みの基本方向

「政策目標」を達成するための取組みの基本方向を示しています。

5 主な施策

「政策目標」の達成に向けて、「県」が取り組む重点的な施策を記載しています。(カッコ内は主な施策の内容の例示)

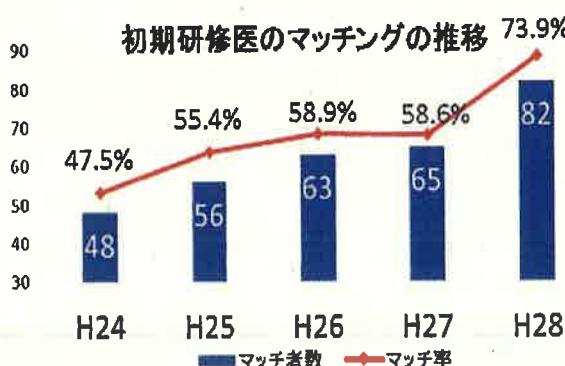
＜展開目標1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一＞

政策名 安心1 医師の養成・確保

政策目標 地域医療を担う医師が確保され、すべての県民が質の高い患者本位の必要な医療を受けることができていること。

＜現状と課題＞

- 県内の医師数は増加傾向にあり、全国平均を上回っています。急性期病床の8割を占める公的病院での医師不足感も改善されてきているものの、いまだ解消されていない状況にあります。
【平成26年12月末現在の人口10万人あたり医師数 富山県248.2人、全国244.9人
(医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)]】
- 初期臨床研修医については、県が関係機関と協力して積極的に確保に取り組んできたこともあり、4年連続で増加していますが、初期臨床研修後の県内定着は8割程度となっています。
- 全国的に不足が問題となっている産科や小児科等の診療科の医師について、県内では概ね順調に増加してきているものの、いまだ医師の不足が生じています。
- 医療圏ごとの医師数は、圏域によって差が生じていますが、今後、地域医療構想の実現に向けて、2次医療圏毎に構築する医療提供体制を充足させるため、その医療需要に応じた医師を確保する必要があります。
- 医療の高度化に伴い医師の専門分化が進み、専門医の対応する領域が広がっており、高度医療や専門医療を提供できる医師の確保や、キャリア形成に対する支援が重要となっています。
- 県内病院に勤務する女性医師の割合が高まってきており、今後、医療提供体制を維持するには、医師が仕事と家庭を両立しながら活躍できる環境を整えることが必要です。
【県内病院の女性医師の割合 H16.12:16.1% ⇒ H26.12:19.2% (うち20~30歳代29.9%)】



出典：初期研修医のマッチング調べ（県医務課）



＜取組みの基本方向＞

- 県全体での医師の充足を目指し、引き続き総合的な医師確保対策の実施
- より質の高い医療を提供するため、臨床研修病院等における医師の育成体制の強化や、研修内容の充実の支援、臨床研修を修了し専門医を目指す若手医師の県内定着の促進
- 医療資源が限られる中、県民に将来にわたっても必要な医療を提供し続けるため、地域の医療需要を踏まえた必要な医師数を把握し、産科や救急などの重点化・集約化の検討
- 医師の定着を図るため、医療機関の勤務環境改善の取組みの支援や、女性医師のライフステージに応じた勤務環境の整備や育児等により休業中の医師の職場復帰の促進

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 地域医療を志す医師の養成・確保
 - ・修学資金貸与制度の活用による医師の県内定着の促進
 - ・医学部進学者に対する「知事の手紙」や医療情報等の送付 など
2. 初期臨床研修医や専門医の確保と育成
 - ・臨床研修病院連絡協議会による研修指導体制の充実、研修医確保に向けたPR
 - ・県立中央病院におけるドクターヘリ等を活用した研修、スキルアップセミナーの開催
 - ・専門医制度の円滑な運用のための協議会の開催、研修プログラムPRに対する支援 など
3. 医師不足が顕著な産科や小児科、麻酔科、救急部門などの人材確保
 - ・医療需要に応じた必要医師数の調査・研究や、産科や小児科などの医師の派遣調整
 - ・修学資金の貸与を受けた特別枠卒業医師等の配置調整や、医師のあっせんの実施 など
4. 医師の勤務環境の改善
 - ・医療勤務環境改善支援センターの運営（アドバイザーの設置・派遣、講習会の開催等）
 - ・病院内保育所に対する支援など女性医師の働きやすい環境の整備や、女子医学生等の県内定着の支援 など

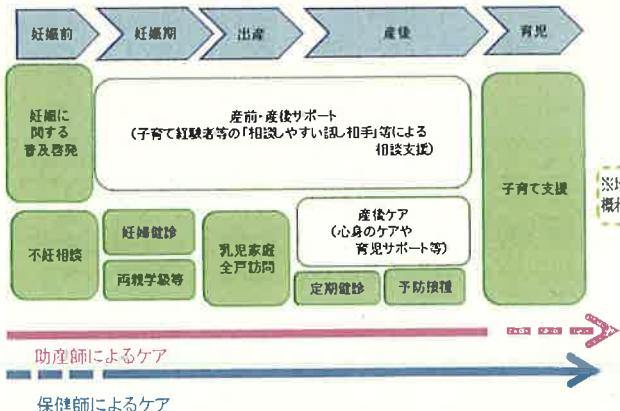
政策名 安心2 看護師・保健師・助産師の養成・確保

政策目標 医療の高度化や専門化、在宅医療の進展などに対応できる看護師・保健師・助産師が確保され、すべての県民が質の高い患者本位の必要な医療を受けることができていること。

<現状と課題>

- 県内の看護師・保健師・助産師については、病院等における看護体制の充実により、その数は増加してきています。
【看護師・保健師・助産師数（衛生行政報告例（厚生労働省））：
11,142人（H22）⇒ 11,768人（H24）⇒ 12,441人（H26）】
- 一方、平成27年度の病院における看護師・保健師・助産師の採用数については、予定の9割程度にとどまっています。
【募集数に対する採用者の割合：87.3%（H27）（看護職員実態調査（県医務課調べ））】
- さらに、今後も在宅医療の推進等により、訪問看護や介護施設などの看護師や保健師の需要が見込まれます。
- そのため、医療の高度化、専門化などに対応し、これまで以上に質の高い看護の提供により、県民の健康をライフステージに応じて支える看護師・保健師・助産師を確保する必要があります。
【大卒看護師・保健師・助産師の採用計画：1,058人（H26）→1,484人（H32）
県内の認定看護師数：90人（H23）→141人（H25）→222人（H28）（県医務課調べ）】
- また、平成27年10月から、看護師・保健師・助産師免許を有する者が離職した場合、ナースセンターへの届け出が努力義務となり、この情報の活用により、潜在化の防止や復職支援を図ることが求められています。【看護師等免許保持者届出実績（H27.10～H28.3 384件）】

妊娠から子育てまでの切れ目のない支援



地域包括ケアシステムの姿



保健師…自治体内でのコーディネート
看護師…訪問看護等在宅医療の提供

＜取組みの基本方向＞

- 高度医療、在宅医療、災害時医療等に対応できる、より質の高い看護師・保健師・助産師の養成
- 県民の暮らしと保健・医療・福祉をつなぎ、その健康を生涯にわたり支える看護師・保健師・助産師の総合的な確保対策の実施
- 病院、訪問看護ステーション、介護施設など、それぞれの機関で必要とする看護師・保健師・助産師の確保の支援
- がん、糖尿病をはじめとする生活習慣病など特定の分野における実践能力の高い看護師等の養成や、高度化・多様化するニーズに対応した研修の実施
- 看護師・保健師・助産師が安心して働き続けられるよう、働きやすい職場環境の整備・充実に向けた支援、離職の防止や再就業の促進

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 県立大学看護学部の創設
 - ・県立大学看護学部の施設整備
 - ・看護学部設置に向けた教育課程の編成、教員確保、学生募集広報活動など諸準備の実施など
2. 県民の健康をライフステージに応じて支える看護師・保健師・助産師の確保
 - ・看護師等養成所の運営に対する支援や、看護学生確保のためのP R、U・I ターンの促進
 - ・修学資金貸与制度の活用による看護師・保健師・助産師の県内定着の促進
 - ・地域包括ケアを円滑に進めるための保健師、訪問看護を担う看護師の充実
 - ・妊娠期から子育て期において、切れ目のない支援を行う助産師の確保など
3. 看護師・保健師・助産師の資質向上
 - ・公的病院等が実施する人材育成体制の強化や研修内容の充実等への支援
 - ・がん、糖尿病など特定分野の質の高い看護師の養成・支援
 - ・認定看護師教育課程の運営や特定行為が実施可能な看護師養成の支援など
4. 職場定着・再就業支援
 - ・病院内保育所の整備など子育て支援による看護師・保健師・助産師の離職防止
 - ・新人・若手看護師・保健師・助産師の定着支援や働きやすい勤務環境の整備・充実
 - ・ナースセンターにおける再就業希望者に対する就業相談、研修会の開催など

政策名**安心3 最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進****政策目標**

県内における国内最高水準のがん医療の提供や、がんの早期発見体制の強化、患者支援体制の充実などの取り組みにより、がんによる死亡の減少やがんになっても安心して暮らせる社会が構築されていること。

<現状と課題>

- 県内では年間3千人以上の方が、がんで亡くなっています。死因の第1位です。また、がんの年齢調整死亡率は年々減少しているものの、現計画の目標値には達していない状況です。特に、本県の乳がん検診受診率は全国平均よりも高いものの、働く世代の女性の乳がん罹患率は高く、また、乳がん年齢調整死亡率も全国平均を上回っています。

そのため、がん予防に関する知識や早期発見の重要性について普及啓発を行うとともに、がん検診受診率のさらなる向上を図る必要があります。

【がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対) : 85.2(H19) → 81.5(H23) → 74.1(H26)】

【40~64歳罹患総数のうちの乳がん罹患割合(H23) : 33.5% (富山県)、28.1% (全国)】

- 県内では、10のがん診療連携拠点病院(国指定7+県指定3)が連携協力して二次医療圏毎に患者のニーズに沿った医療を提供できる体制を構築し、中でも県立中央病院においては、県がん診療連携拠点病院として、最先端のがん医療を提供しています。

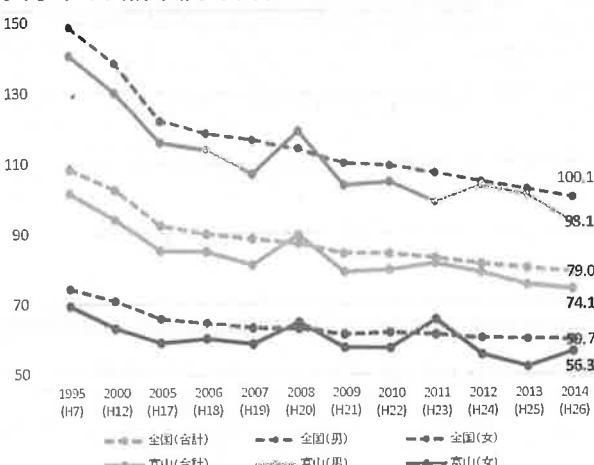
今後も、質の高い医療を確保するため、がん診療連携拠点病院間の連携を強化し、専門性の高い医療従事者の養成、診断された時からの緩和ケア提供体制の充実を図る必要があります。

- がん患者を支援するため、平成25年に「富山県がん総合相談支援センター」を設置し、医療相談に加え、心理、生活、介護、就労など、がん患者やその家族の様々な相談に応じています。

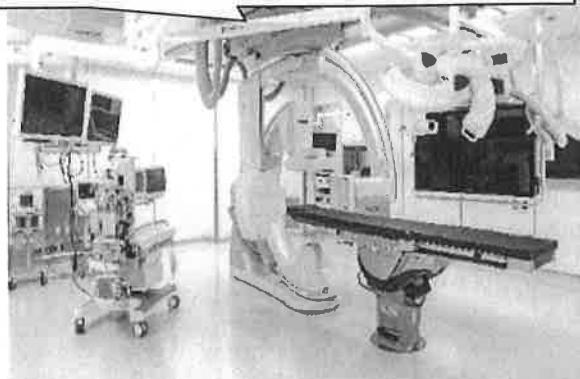
【がん総合相談支援センター相談内訳(H27) : 不安や精神的苦痛20%、入院方法・転院19.0%、治療11.0%】

一方で、がん患者からの相談ニーズが多様化する中、特に働く世代の女性のがん患者は家庭、育児や就労等の様々な課題を抱えており、苦痛の軽減とともに療養生活の質の向上を図るために支援体制の強化が必要となっています。

【がんの75歳未満年齢調整死亡率の推移】



- 1 最新鋭のがん検査・治療機器の導入
- 2 最新治療方法や次世代の低侵襲手術が実現
- 3 高精度ながん放射線治療(回転IMRT)機器の導入



＜取組みの基本方向＞

- がんによる死亡者数を減少させるには、県民自らが、がんの原因や危険因子に関する正しい知識を持ち、がん検診の定期的な受診による早期発見に努めることが重要であることから、働く世代の罹患が多い女性をはじめとしたがんの早期発見や早期治療の推進
- 県の拠点病院である県立中央病院を中心に、県内で手術療法、放射線療法、化学療法、さらにこれらを組み合わせた集学的治療を実施していくため、それぞれの治療法を専門的に担う医療従事者の育成やがんと診断された時から切れ目のない緩和ケアの提供など、質の高いがん医療の確保
- がん患者やその家族からの相談ニーズが多様化する中、適切な情報提供と相談支援が行われ、がん患者の意向により家庭や地域での療養が選択できる体制の充実を図るなど、患者支援体制のさらなる充実強化

＜主な施策の項目と具体例＞

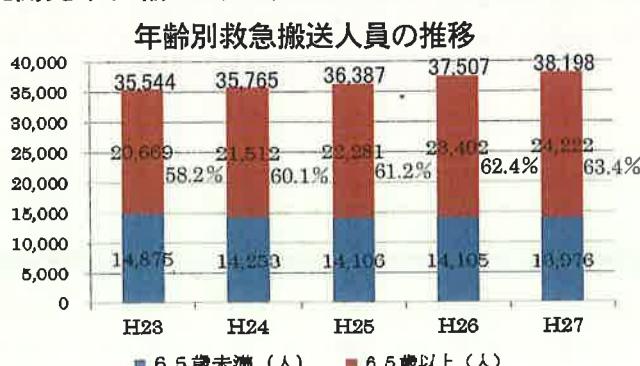
1. 予防の強化とがん検診受診率向上などの早期発見の推進
 - ・禁煙やバランスのとれた食生活、運動習慣の定着など、がん予防のための望ましい生活習慣の確立にむけた普及啓発や受動喫煙防止対策の更なる推進
 - ・節目年齢や女性の重点年齢検診の普及等のがん対策の充実をはじめ、科学的根拠に基づく効果的な受診勧奨等、がん検診受診率向上に向けた市町村の取組みへの積極的な支援
 - ・検診機関や協定締結企業など関係機関と連携を強化し、がん予防に関する知識や早期発見の重要性に関する普及啓発活動の一層推進 など
2. 質の高い医療の確保
 - ・最先端医療を提供する県立中央病院を中心に、がん診療連携拠点病院が連携協力したがん診療体制の充実
 - ・がんと診断された時から切れ目のない緩和ケア提供体制の整備
 - ・緩和ケア研修やがん看護臨床実践研修の実施など、専門性の高い医療従事者の育成 など
3. 患者支援体制の充実
 - ・県がん総合相談支援センターとがん診療連携拠点病院との連携による、患者支援体制の充実
 - ・患者団体等との連携の強化や、患者の不安や悩みの軽減のため、がんを経験した者によるピアサポートの一層推進
 - ・がん患者の就労を支援するため関係機関等との連携を強化 など

政策名**安心4 質の高い救急医療・リハビリ医療・在宅医療等の提供体制の充実****政策目標**

高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを切れ目なく提供する体制が構築され、すべての県民が必要なときに安心して質の高い患者本位の必要な医療を受けることができていること。

<現状と課題>

- 高齢化の進展や在宅療養者の増加に伴い、身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民ニーズが高まっており、医療機関の整備や機能強化、連携などを一層推進する必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、救急患者は増加傾向にあります。一方で、一部には安易に救急病院を受診する傾向が見られます。また、ドクターヘリの導入や、県立中央病院へ特定集中治療室（スーパーＩＣＵ）が整備されるなど、高度救急医療体制が充実強化されています。
今後も、救命率の更なる向上のための高度救急医療体制の充実、救急医療の適正受診についての普及啓発を一層推進する必要があります。
- 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、高度で専門的なリハビリ医療を提供しています。また、高齢化の進展により、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを必要とする入院患者のための回復期機能を有する病床が不足しています。
今後も、高度で専門的なリハビリ医療の提供体制の充実、回復期機能を有する病床の整備を推進する必要があります。
- 在宅医療に携わる医師、薬局や訪問看護ステーションは増えてきており、今後も、在宅医療等を受ける者が大きく増加することが見込まれていることから、24時間365日対応可能な在宅医療の推進や、在宅医療を支える医師や看護師等の確保を図っていくことが求められています。特に75歳以上の高齢者は、介護を必要とする割合が高く、また、複数の疾患にかかりやすいこと等から、介護との連携による在宅医療の推進が不可欠です。
【在宅医療患者数の推移：3,816人（H21）⇒4,810人（H27）】
- 医療ニーズの高度化・多様化に対応した、新薬からジェネリック医薬品までの幅広い研究開発や、輸血用血液等の安定供給の確保が求められています。



区分		H21	H24	H27
(人)	患者数	746	501	777
	診療所	3,070	3,224	4,033
(人)	従事医師数	95	62	110
	診療所	207	226	346
(か所)	訪問診療実施	36	28	34
	診療所	191	195	231

<取組みの基本方向>

- 患者ニーズに応じて医療資源の効果的かつ効率的な配置を促し、高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを切れ目なく提供する体制の構築
- 身近な地域で速やかに救急医療を受療できる体制を整備するとともに、ドクターへりの活用など、高度救急医療体制の充実強化
- 再編整備した富山県リハビリテーション病院・こども支援センターでの、高度で専門的なリハビリ医療の提供や、関係職員の技術向上研修等を通じた地域リハビリテーションの機能強化
- 開業医グループ等の活動を支える在宅医療支援センターの運営支援や訪問看護ステーションの機能強化などによる 24 時間 365 日対応可能な在宅医療体制の整備、医療関係者と介護関係者の連携促進、ICT や IoT を活用した在宅医療の推進
- 回復期機能や在宅医療等の充実など、地域医療提供体制の整備・充実を図るための医療従事者の確保・養成と研修の実施による資質の向上
- 医療ニーズに対応できる医薬品の研究開発、献血者の確保に向けた意識啓発の促進

<主な施策の項目と具体例>

1. 医療連携体制の構築
 - ・病床の機能分化や、医療機関間における「病・病連携」や「病・診連携」の促進
 - ・不足する回復期機能を有する病床を充足させるための病床転換の促進
 - ・各医療機関の機能などに関する住民への情報提供や普及啓発 など
2. 高度救急医療体制、高度で専門的なリハビリテーション医療提供体制の整備
 - ・ドクターへりを活用した救命・救急医療活動の充実強化、適正受診等に関する住民への啓発
 - ・県立中央病院における、先端医療棟等の機能を活かした高度で専門的な医療の提供
 - ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターでのロボットリハビリなど先進的なリハビリ手法の提供や、地域リハビリテーション体制の充実 など
3. 在宅医療提供体制の整備
 - ・県下全域の在宅医療推進拠点となる富山県在宅医療支援センターの運営や、医師相互の連携やグループ化等を支援する在宅医療支援センターの支援
 - ・訪問看護ステーションの規模拡大にむけた支援や、テレワーク型訪問看護、トライアル雇用、ICT 活用などによる訪問看護の働き方改革・効率化の推進
 - ・訪問薬剤指導を行う薬剤師の育成支援 など
4. 医薬品、輸血用血液等の安定供給の確保
 - ・病院・診療所・薬局の連携強化によるジェネリック医薬品の使用促進
 - ・街頭活動や各種メディア等を活用した若年層への献血思想の普及開発 など

政策名 安心5 健康寿命日本一を目指す総合対策の推進

政策目標 望ましい生活習慣の実践や適切な疾患対策などにより、県民一人ひとりが心身ともに健康な生活を送り、健康寿命日本一を達成していること。

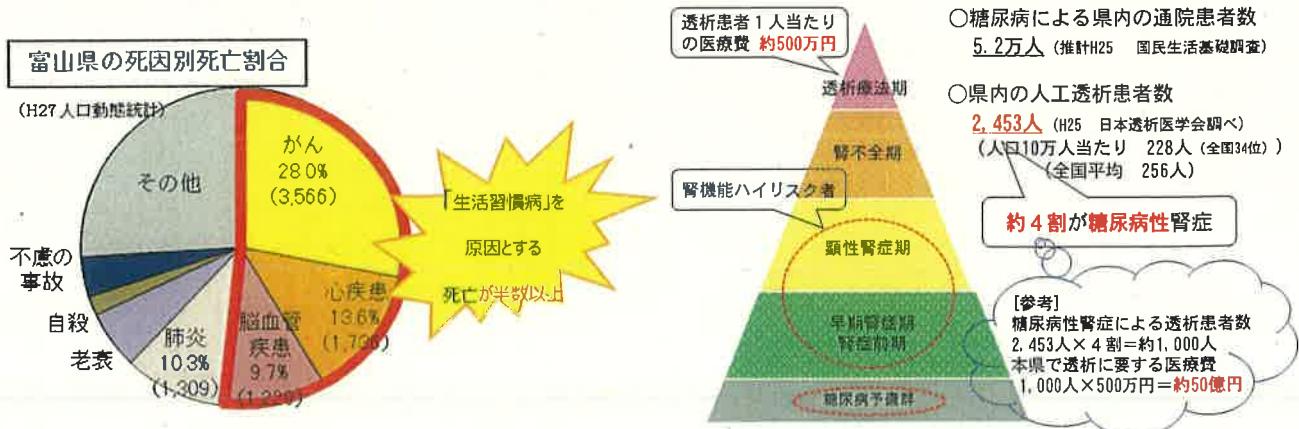
<現状と課題>

- 本県の健康寿命は男性 70.63 歳、女性 74.36 歳で全国中位となっていますが、平均寿命との間に男性で 9 年、女性で 12 年ほど差があります。また、近年、がんや脳卒中、心疾患など生活習慣病の増大が大きな問題となっており、本県においても、生活習慣病で亡くなられる方が過半数を占めています。
【健康寿命（H25）の全国順位：男性 31 位 女性 14 位（1 位は男女ともに山梨県）】
- 生活習慣病の予防要因とされる塩分摂取量と身体活動量（歩数）については、全国平均を下回っており、目標値と比べてもそれぞれ塩分 3 g の過剰摂取、歩数 1,500 歩（徒歩 15 分）が不足しています。また、野菜摂取量は、概ね全国平均であるものの、目標値（350g=野菜料理小鉢約 70g × 5 皿）と比べ 50g（小鉢 1 皿程度）不足しています。

【富山県の食塩摂取量、野菜摂取量、身体活動量（歩数）の状況（1 日あたり）

・食塩摂取量	〔現状〕 男性 12.2g 女性 10.5g	〔目標値〕 男性 9.0g 女性 7.5g (参考)〔国の目標値〕 男性 8.0g 女性 7.0g
・野菜摂取量	〔現状〕 男性 301.3g 女性 289.5g	〔目標値〕 350g(男性、女性共通)
・身体活動量	〔現状〕 男性 7,692 歩 女性 6,549 歩	〔目標値〕 男性 9,000 歩 女性 8,500 歩】

- 本県の糖尿病による通院患者数は 10 年間で 1.4 万人増加しています。糖尿病は、人工透析が必要な状態まで重症化すると、患者の生活の質（QOL）が著しく低下するだけでなく、医療費の増大を招き、働く世代の負担増にもつながることから、糖尿病予備群に対する早期発見・早期治療（二次予防）の推進や糖尿病有病者に対する重症化予防対策に取り組む必要があります。また、歯周病により糖尿病が悪化し、歯周病を治療することで血糖値が改善することが明らかになっています。



<取組みの基本方向>

- 健康づくりを県民一人ひとりの個人の問題だけでなく、職場や地域、家庭、学校など社会全体で健康づくりを推進する機運の醸成、環境づくりの推進
- 塩分摂取の抑制や野菜摂取の推進などの食生活の改善、ウォーキング等の運動習慣の定着、十分な睡眠等の休養を取ることなど、社会全体で望ましい生活習慣・健康づくり（一次予防）の推進
- 糖尿病有病者に対する重症化予防に加えて、糖尿病予備群に対する早期発見・早期治療（二次予防）の推進
- 糖尿病と歯周病の関係等を踏まえた健康寿命の延伸につながる歯と口腔の健康づくりの推進
- 感染症の予防やまん延防止、難病に関する相談支援など、様々な疾病対策の推進

<主な施策の項目と具体例>

1. 健康寿命日本一に向けた機運の醸成

- ・経済団体や医療保険者、行政などが連携し社会全体で健康づくりを推進する環境づくり
- ・県民一人ひとりが日常生活の中で生活習慣改善（食生活、運動習慣、休養など）の意識が高まるような啓発活動の推進
- ・先導的な取り組みをする企業の表彰など、健康づくりを支援する環境の整備
- ・地域の薬局などを県民の健康づくりのサポート拠点とする取組みの推進

2. 生活習慣の改善

- ・県民歩こう運動や県内プロスポーツチームと連携した健康イベント等による運動習慣の定着
- ・減塩、野菜摂取の促進などの取組みを進める飲食店やスーパー・コンビニの登録の推進、栄養士や食生活改善推進員と連携した県民への啓蒙普及活動の促進
- ・「健康合宿」の普及や市町村等と連携した特定健診・特定保健指導の計画的な実施による生活習慣の改善
- ・次世代インフラ等を活用した「健康ポイント制度」の導入など、ライフステージに応じた健康づくりの取組みの支援

3. 糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療

- ・糖尿病の重症化を予防するための医療連携体制の整備
- ・糖尿病ハイリスク者を対象とした保健指導を徹底する「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の推進による人工透析患者の抑制
- ・生涯を通じた歯科疾患の予防等による歯科口腔の健康づくり

4. 感染症など各種疾病対策の推進

- ・新型インフルエンザ等の新興感染症に対する防疫体制の強化や、結核等の再興感染症などの予防対策、まん延防止対策の推進
- ・難病患者や家族等に対する相談支援や情報提供等の充実

政策名**安心6 人の痛みに寄り添い、支える場づくり****政策目標**

こころの健康に関する相談体制の充実や自殺防止総合対策、DV対策、犯罪被害者等支援の充実により、地域で人の痛みに寄り添い、支える場がつくられていること。

<現状と課題>

- 社会経済環境の複雑化に伴い、多くの人が、ストレスや心の悩みなどこころの健康の問題を抱えています。また、本県の自殺者数は、近年は減少傾向にありますが、自殺死亡率は全国水準より高い状態が続いている。

そのため、こころの健康に関する相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携した自殺防止総合対策を、より一層推進していくことが重要です。

【自殺の状況(H27年厚労省・人口動態統計) 自殺者数:216人 自殺死亡率 20.5人(全国:18.5人)】

- 配偶者やパートナー（以下、「配偶者等」という。）からの暴力（DV）の相談件数は近年増加傾向にあり、被害が顕在化してきています。また、被害経験のある者は 22.7%（4～5人に1人）、配偶者等への加害経験のある者は 20.6%（5人に1人）となっています。

こうしたことから、DVの未然防止やDV被害者の早期発見から自立までの切れ目がない支援など、DV対策を強化していく必要があります。

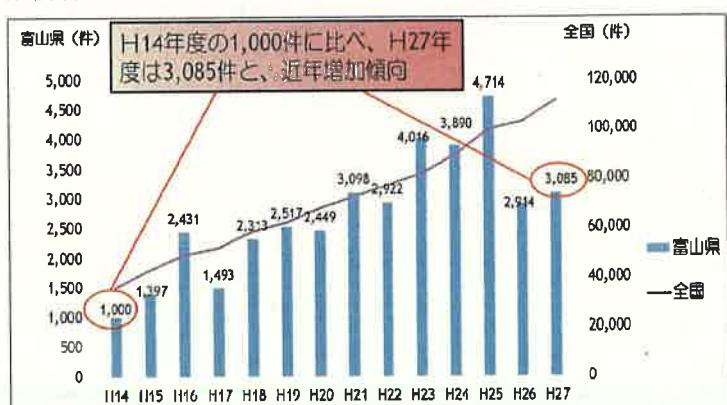
【DV相談件数 1,000件(H14年度[DV防止法全面施行]) ⇒ 3,085件(H27年度)】

- 犯罪や交通事故に巻き込まれた被害者やその家族等は、犯罪等による被害だけでなく、その後も様々な困難に直面する二次被害が少なくありませんが、こうしたことに関する住民の認識は低い状況にあることから、犯罪被害者等に対する理解増進や支援を充実していくことが重要です。

富山県の自殺者・自殺死亡率(出典:厚労省・人口動態統計)



配偶者からの暴力(DV)の相談件数(出典:県男女参画・県民協働課資料)



県:県女性相談センター、県民共生センター、富山市・高岡市、南砺市(H22～)、
黒部市(H26～)の各女性相談員が受付・処理した件数
国:配偶者暴力相談センターにおける件数

＜取組みの基本方向＞

- 学校、職場、地域等と連携し、「心の健康センター」や「ひきこもり地域支援センター」などによるこころの健康に関する相談体制の充実を図るとともに、市町村や相談機関、関係団体と連携した自殺防止総合対策を推進
- 配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指すため、関係機関等と連携しながら、DV被害者の早期発見から保護、自立に向けた切れ目のない対策、配偶者等からの暴力の未然防止など、DV対策を効果的に推進
- 犯罪や交通事故に巻き込まれた被害者等が置かれている状況等の県民・事業者の理解増進や日常生活回復に向けた被害者等への支援の拡充、被害者等を支援する人材の育成・確保や体制の整備

＜主な施策の項目と具体例＞

1. こころの健康づくりの推進

- ・学校、職場、地域や「心の健康センター」、「ひきこもり地域支援センター」などのこころの健康に関する相談体制の充実
- ・市町村や相談機関、関係団体と連携を強化し、普及啓発、相談支援体制の充実、高リスク者対策など総合的な自殺防止総合対策を推進
- ・精神障害者の生活実態やニーズを踏まえた、こころの健康づくりに資する施策の推進など

2. 配偶者等からの暴力（DV）のない社会づくり

- ・若年層への教育・啓発の強化やDV未然防止のための広報・啓発の実施
- ・女性相談センターを中心としたDV被害者の相談・保護体制の強化や身近な地域での相談窓口と医療機関とのネットワーク機能の強化
- ・富山県DV対策連絡協議会を通じた関係機関の連携強化や民間団体との協働などによる被害者の自立支援体制の強化など

3. 犯罪被害者等の支援の充実

- ・県犯罪被害者等支援条例を踏まえ、市町村や関係機関と連携した県民・事業者への普及啓発・理解促進
- ・とやま被害者支援センターの体制強化や市町村、相談機関、関係団体と連携した相談体制の充実、被害者等の抱える問題等に対応できる人材育成の推進
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営など

政策名**安心7 食の安全の確保、食育の推進****政策目標**

安全な食品が供給され、誰もが食品の安全性に関する情報を適時的確に入手することができるとともに、県民自らが「食」に関する知識と理解を深め、地場産食材を積極的に活用しながら、健全な食生活を実践していること。

<現状と課題>

- 食品偽装問題や食中毒などの食品事故の発生などにより、食品の安全性に関する県民の関心が高まっており、食品の適正表示等による安全で安心な食品の供給が一層求められています。

【食品表示 110 番件数 408 件 (H22) ⇒ 431 件 (H27)】

- 農林水産物の生産や食品製造等においては、適正農業管理 (GAP) や衛生管理の徹底、適切な食品表示など、農産物の生産から食品の製造・流通・消費に至る全ての段階を通じた安全で高品質な県産品の生産・供給を進める必要があります。

- 直売所やインショップにおける販売額が増加するなど、県民の地産地消への関心が高まっています。さらに、6次産業化の推進等による魅力ある商品・サービスの開発や県産品の活用・購買気運の醸成など、生産及び消費の両面から地産地消を総合的に進める必要があります。

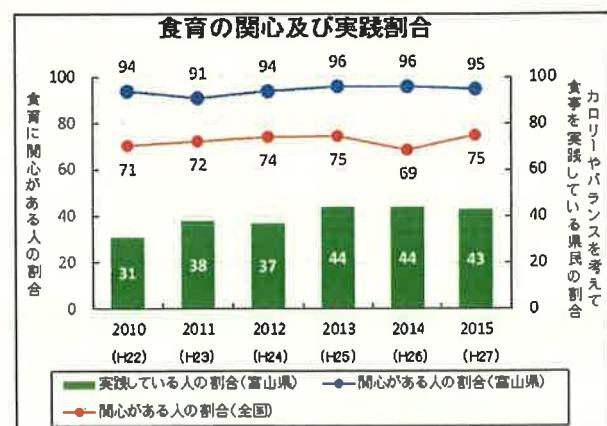
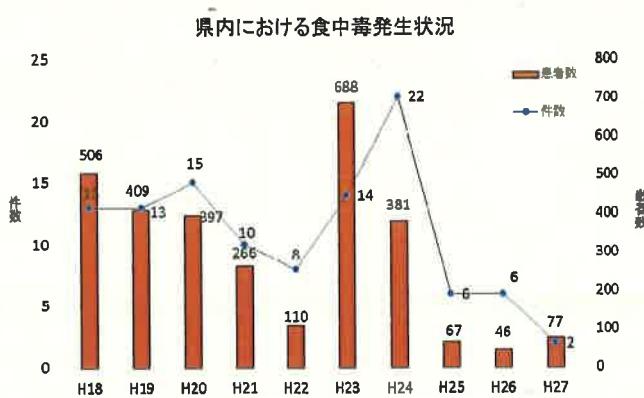
【直売所等における販売額 2,085 百万円 (H22) ⇒ 3,475 百万円 (H27)】

- 県民の食育に対する意識は全国と比べても高くなっていますが、さらに改善する必要があります。

一方、カロリーや栄養バランスを考えて食事をする県民の割合が低いなど、食生活の乱れが見られることから、バランスのとれた食生活の普及や給食における県産食材の積極的な活用による食育の実践を進める必要があります。加えて、食べ物や自然環境を大切にする心を育み、食品ロス削減につなげていくことも重要です。

【朝食を欠食する子どもの割合 小学5年 0.8% (H22) ⇒ 0.8% (H27)】

【中学2年 1.9% (H22) ⇒ 1.7% (H27)】



＜取組みの基本方向＞

- 食品の安全性の確保を図るため、生産から消費に至る一貫した総合的な施策の推進
- 安全で安心な県産農林水産物・加工品の生産・供給体制の強化や県産品の活用・購買気運の醸成を図る、県民ぐるみの地産地消の推進
- 「富山型食生活」の実践などによる、ライフステージに応じた健康増進につながる食生活の実現、伝統的な食文化の継承、食の循環や環境を意識した食品ロス削減につながる食育の推進

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 食品の安全性に関する情報の受発信

- ・ホームページを活用した情報提供や、講習会の開催などによる正しい知識の普及啓発
- ・厚生センターや食品表示 110 番などの窓口における消費者や業者等からの相談への対応など

2. 食品の安全性の確保と適正な表示の推進

- ・とやま G A P の定着と第三者認証 G A P 取得に向けた取組みの促進
- ・農産物の放射性物質や残留農薬、食肉の検査など食品の安全確認体制の強化
- ・食品製造施設や販売施設及びその事業者などへの衛生管理の指導強化と食品表示の監視・指導
- ・研修会や個別説明会などの開催による中小の食品等事業者への HACCP 導入支援 など

3. 県民ぐるみの地産地消の推進

- ・学校給食における県産食材の活用に対する支援
- ・直売所やインショップの開設等の支援
- ・地産地消「とやまの旬」応援団への登録や応援団員の地産地消活動に対する支援 など

4. 富山の食に着目した食育の推進

- ・子供の望ましい食習慣形成に向けた、保育所・学校等における指導や家庭と連携した普及啓発
- ・若者や子どもを持つ保護者世代への調理や農林漁業体験などによる、食に関する実体験の機会の提供
- ・食育リーダーによる研修会や食育関係団体の活動支援など、地域における食育活動の充実強化
- ・家庭内で食材を無駄なく使い切る工夫等の普及による食品ロス削減の推進 など

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

政策名

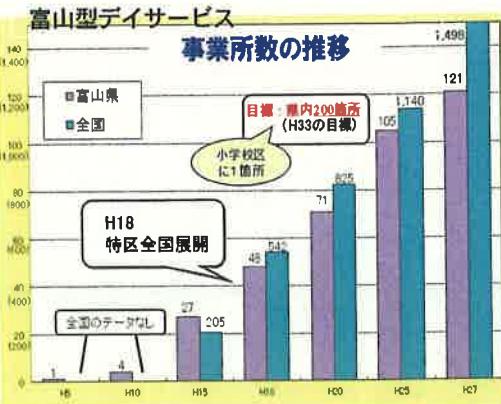
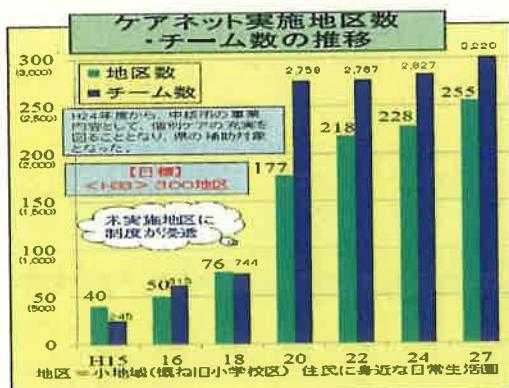
安心8 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成

政策
目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できる地域包括ケアシステムが構築されているとともに、地域住民誰もが、役割を持ち、地域ぐるみで支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会が形成されていること。

<現状と課題>

- 今後、高齢化の進展に加え、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯の増加などが見込まれる中、高齢者や障害者等が住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みが進められています。
- 医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいという県民ニーズは高く、それを支えるサービスや地域で安心して生活できる環境整備が求められています。
【介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を希望 73.0%(H25: 66.3%)(H27 県政世論調査より)】
- このため、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域によって異なる高齢化の状況など、それぞれの地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが必要です。
- 少子高齢化や核家族化などの社会環境の変化に伴い、家族で担われてきた介護や子育ての機能が弱体化しており、高齢者、障害(児)者、子ども等を家庭的な雰囲気でケアする富山型デイサービスや地域住民が相互に支え合い支援を行うケアネット活動の充実などが図られています。
- 国では、平成28年7月、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(本部長:厚生労働大臣)が設置され、これまで高齢者、障害者、児童といった対象者ごとに縦割りだったサービスの一体的な提供について、部局横断的な検討が行われています。
- ケアネット活動や富山型デイサービスなどの充実により、支援を要する高齢者や障害(児)者、子ども等を地域ぐるみで支え合うとともに、住民の様々な生活課題(育児・介護・障害等)に対応し包括的な支援を行う「地域共生社会」の形成が重要となっています。



＜取組みの基本方向＞

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域の実情に応じた医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供され、地域ぐるみで支え合う「地域包括ケアシステム」の構築
- 高齢者、障害(児)者、子どもなど誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、県民の福祉に対する意識を高め、地域ぐるみで支え合うとともに、住民の様々な生活課題に対応し包括的な支援を行う「地域共生社会」の形成

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 地域包括ケアシステムの構築
 - ・県民フォーラムの開催などによる県民の理解の促進、意識啓発の推進
 - ・地域包括ケア活動実践団体の募集・登録、実践顕彰などによる普及啓発の推進、地域活動の促進
2. 県民の福祉意識の高揚や地域の福祉活動を担う人材の育成
 - ・小学生と高齢者等のふれあい交流会や一般向け介護・福祉講座の開催など、福祉に関する啓発活動の推進
 - ・学校におけるボランティア体験学習の実施など、学校教育における福祉教育の充実
 - ・地域における福祉活動の担い手となる人材の育成
3. 地域ぐるみで支え合う地域共生社会の推進
 - ・社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携した、ケアネット活動等による地域福祉活動の推進
 - ・富山型デイサービスの整備促進やこれを支える人材の育成
 - ・「とやま地域共生型福祉推進特区」を活用した福祉の先駆的取組みの実施
 - ・地域における包括的な相談支援体制の整備に対する支援
4. 生活環境のバリアフリーの推進
 - ・歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備、公共施設等のバリアフリー化など、生活行動空間のバリアフリーの推進
 - ・高齢者や障害者を対象とする住宅改善の助成や高齢者向け賃貸住宅の建設に対する助成など、住宅環境等のバリアフリーの推進
 - ・障害者等の社会参加促進のため、情報通信技術の活用や情報環境の整備等による情報のバリアフリーの推進
 - ・産学官と利用者との連携・協力による福祉機器に関する研究開発の推進

政策名	安心9 保健・医療・福祉の切れ目のない支援
-----	-----------------------

政策目標	県民誰もが、保健・医療・福祉の切れ目のない支援や利用者の立場に立った質の高い介護サービス等が受けられること。
------	--

<現状と課題>

- 医療が進歩し、治療を受けながらも在宅療養が可能となってきたことから、患者やその家族は、在宅生活の中で医療だけでなく介護、就労など様々な課題を抱えています。
- 本県では、医療と介護の連携を進めるため、入院医療機関の職員とケアマネージャーの情報共有を促す入退院時の連携ルールを平成27年度までに、全医療圏で策定し、医療サービスと介護サービスが切れ目なく提供できる体制整備を進めており、今後も、退院時の連携ルールの利用促進などによる、多職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、栄養士、リハビリ職員、歯科衛生士、医療ソーシャルワーカー、介護職員など）連携の推進が重要です。

【要介護高齢者が退院する際に病院から介護支援専門員に事前に情報提供があった割合
H24:59.5% → H26:76.7% → H27:73.1%（県リハビリテーション支援センター調（各年度1ヶ月分の実績を調査。H25は未実施）】
- がん総合相談支援センター、難病相談・支援センター、若年性認知症相談・支援センターなど保健・医療・福祉の各分野において相談支援機関の整備が進められていますが、こうした相談体制の充実やこれを支える多様な医療・福祉人材の養成・確保など、保健・医療・福祉の切れ目のない支援体制の整備が必要となっています。
- 利用者の立場に立った質の高い介護・障害福祉サービスの提供や利用者保護の充実が求められています。

入退院時連携ルール策定時の協議の場



【主な相談窓口の相談実績等】

名称	開設年月	相談件数(延)	委託先
富山県難病相談・支援センター	H16.10	2,055件(H26) 2,970件(H27)	富山県社会福祉協議会
富山県がん総合相談支援センター	H25.9	1,002件(H26) 979件(H27)	富山県社会福祉協議会
富山県若年性認知症相談・支援センター	H28.7	68件 (H28.7~12)	富山県社会福祉協議会

＜取組みの基本方向＞

- 医療と介護の多職種によるチームケアにより、急性期の医療から在宅医療及び介護までの一連のサービスが切れ目なく提供できる体制の確保や、市町村が関係機関や関係団体と連携しながら取り組む在宅医療・介護連携の推進の支援
- がん総合相談支援センターや難病相談・支援センター等の相談機関において、医療、介護、福祉、就労等の相談に応じるなど患者、家族への支援の充実や、これを支える多様な医療・福祉人材の養成・確保
- 個々の利用者のニーズに応じた質の高い福祉サービスの提供や利用者保護の充実

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 在宅医療・介護連携の推進

- ・ 退院調整ルールの普及や病院・介護支援専門員の連携強化、脳卒中・がんなどにおける地域連携クリティカルパスの導入支援
- ・ 在宅医療を支える医療関係者と介護関係者の相互理解を促進する仕組みづくり
- ・ 市町村による在宅療養を支える多様な生活支援サービス等の体制整備の支援 など

2. 相談支援体制の充実やこれを支える医療・福祉人材の養成・確保

- ・ 患者や家族自らが治療や療養を選択できる情報提供体制の構築やハローワーク等の関係機関との連携の推進
- ・ 患者の不安や悩みを軽減し支援するためのピアソポーターの養成やピアサポート活動の推進
- ・ 高度な知識・技術と豊かな人間性を備えた専門的な医療・福祉人材の育成・確保 など

3. 利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供や利用者保護の充実

- ・ 判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や、福祉サービスに関する苦情の解決など、利用者の立場に立ったサービス提供体制の充実
- ・ 福祉サービス第三者評価制度の推進
- ・ 判断能力が不十分な本人に代わって重要な法律行為等を行う成年後見制度等の利用促進 など

政策名

安心10 介護・福祉人材の確保のための環境整備

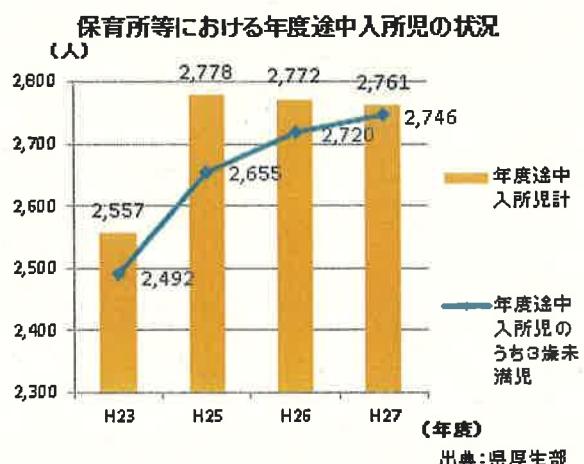
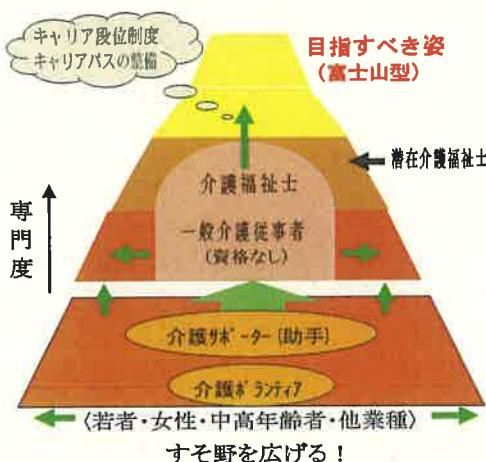
政策
目標

地域の介護・福祉サービスを担う人材が養成・確保されるとともに、処遇・職場環境の整備により、職場への定着が図られていること。

＜現状と課題＞

- 高齢化の進展に伴い、介護・福祉のニーズは高まっており、介護・福祉サービスを担う人材の確保が課題となっています。このような中、県内の介護職員数については、概ね順調に増加していますが、今後の需要推計では、2025年(平成37年)までにさらに約6,000人の確保が必要とされています。
- そのため、介護に対する若い頃からの理解促進や女性・中高年齢者など多様な介護人材の掘り起こし、処遇改善、キャリアパス導入等による魅力ある職場環境の整備が重要です。
- 保育所等に勤務する保育士数が増加してきていることにより、本県の保育所入所待機児童はゼロを維持していますが、近年、特別保育に取り組む保育所等や、低年齢児の年度途中入所等のニーズの増加に伴い、年度途中で必要となる保育士数が増えており、多様な保育ニーズに対応するため、即戦力となりうる潜在保育士の掘り起こしや処遇改善、保育士が働き続けられる職場環境の整備が重要です。

■2025年までに6千人必要
(H37(2025年)) 21,721人 需要推計



○介護職員の推移(H21～H26)

	(人)					
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	12,632	13,213	13,840	14,649	15,296	15,972

(厚生労働省推計)

(H21→H26(5年間)) +3,340人

○病児病後児保育・延長保育実施施設の推移

	H16	H20	H24	H28
病児病後児保育	7か所	34か所	76か所	120か所
延長保育	152か所	203か所	215か所	232か所

＜取組みの基本方向＞

- 若者等を対象とした介護の魅力のPRや多様な人材の参入促進や、介護福祉士等を目指す学生への修学資金などの貸付、介護実習の充実などによる介護人材の教育・養成
- 介護人材の就業支援や、キャリアパスの整備や介護ロボットの導入など待遇・職場環境を改善する取組みの支援による介護人材の定着促進
- 保育士等のキャリアアップの仕組みの構築と更なる待遇改善、職場環境の整備による現役保育士等の離職防止や潜在保育士の掘り起こしなど、効果的な保育士等の確保

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 若者等への介護の魅力のPRや多様な人材の参入促進
 - ・中高生への出前講座、社会に学ぶ『14歳の挑戦』や高校生の介護体験学習など福祉施設等でのインターンシップの推進、TVコマーシャルなどによる若者等への介護の魅力のPR
 - ・介護サポーター(助手)やボランティア等の養成の支援
2. 介護サービスを担う人材の教育・養成の推進
 - ・介護福祉士等を目指す学生に対する修学資金の貸付など、将来の介護の担い手の育成
 - ・現任介護職員の研修参加時の代替職員雇用への支援など、職員の資質向上の推進など
3. 介護人材の就業支援など人材確保の推進
 - ・健康・福祉人材センターにおけるマッチング強化や福祉職場説明会の開催等による就業支援
 - ・離職した介護職員の再就職時の必要費用の貸付など、再就職の支援
4. 处遇・職場環境の改善等による介護職場の定着支援
 - ・介護事業所におけるキャリアパスの整備支援等による待遇改善加算の取得促進
 - ・介護現場でがんばっている中堅職員の表彰や介護ロボットの導入支援などによる職員の職場定着や負担軽減
5. 保育士等の人材確保と就業継続の支援
 - ・保育士等のキャリアアップのための研修の実施と待遇改善の着実な促進
 - ・再就職準備金貸付や保育料貸付事業などの制度周知等による潜在保育士の掘り起こし
 - ・潜在保育士の就労支援や現役保育士からの相談対応等による保育士等の確保、定着対策の推進

政策名**安心11 高齢者の介護予防と介護サービス、認知症対策の充実****政策目標**

介護予防や介護サービス基盤の整備、認知症施策の充実により、一人ひとりの自立と尊厳を支えるケアが持続的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられること。

<現状と課題>

- 本県の高齢化率は全国平均より高く、今後、65歳以上人口は2020年頃まで、75歳以上人口は2030年頃まで増加すると見込まれています。また、高齢者の増加に伴い、介護サービスを受ける人も年々増えていますが、できる限り要介護状態の発生を防ぐとともに、要介護状態であってもその悪化をできる限り防ぎ、更には軽減を目指すことが大切です。高齢者が自宅や地域で自立した生活を続けられるよう、身近な地域における生活支援体制の整備や効果的な介護予防の推進が求められています。
- 本県では、介護保険施設の整備を計画的に進めてきた結果、全国に比べ高い整備率となっていますが、特別養護老人ホームの待機者数は横ばいで推移し、施設への入所希望が強い状況にあります。一方、多くの県民が、介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で暮らしたいと考えていることから、在宅サービスの充実を図るとともに、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備を着実に進めるなど、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実が必要です。
- 認知症高齢者は今後も増加することが見込まれており、地域全体で認知症の人の生活を支えていくことができるよう、認知症を正しく理解するための普及啓発、早期発見・早期対応、医療・介護体制の整備等の総合的な認知症施策を推進することが求められています。また、現役世代で発症する若年性認知症には、就労継続などといった、高齢者とは異なる課題があります。
- 高齢者虐待に関する相談・通報件数が増えており、高齢者虐待の防止や権利擁護のための体制整備が必要です。

【H26 高齢者虐待相談・通報件数 養護者によるもの:317件、施設従事者によるもの:16件】

【富山県人口及び高齢化率】



【富山県の認知症将来推計】



＜取組みの基本方向＞

- 高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯などにかかわりなく住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 中重度の要介護者や認知症高齢者とその家族を支えるため、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実
- 地域全体で認知症の方やその家族を支える仕組みづくりの推進、認知症の医療・介護体制の整備や関係機関の連携の推進
- 高齢者の虐待防止対策の推進や成年後見制度の活用促進など高齢者の権利擁護体制の整備

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 介護予防と生活支援サービスの充実

- ・市町村が行う介護予防・生活支援サービスの体制整備への支援
- ・住民主体の介護予防の通いの場など、市町村が行うボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスの確保への支援

2. 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実

- ・小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所の整備促進、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備及びユニット化等の促進
- ・市町村が行う家族介護に対する支援の充実や住宅改善に対する支援

3. 認知症施策の推進

- ・認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進、地域での見守り体制の整備
- ・認知症疾患医療センターの整備充実、医療と介護との連携促進
- ・医療従事者の認知症対応力の向上、認知症介護の専門的人材の養成による認知症ケアの質の向上
- ・若年性認知症の人の居場所づくり、就労・社会参加への支援、専門相談体制の充実

4. 権利擁護の推進と相談支援体制の整備

- ・市町村・地域包括支援センターを中心とした総合相談支援、成年（市民）後見制度の普及啓発
- ・高齢者虐待防止対策の推進
- ・介護サービス事業者に対する高齢者虐待防止のための研修等の実施

政策名

安心12 障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふまえた支援

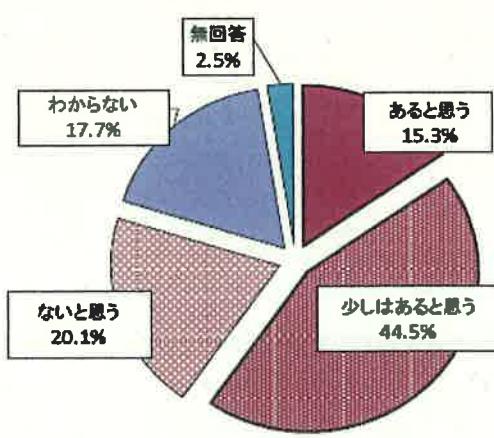
政策
目標

障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合う社会が実現していること。

＜現状と課題＞

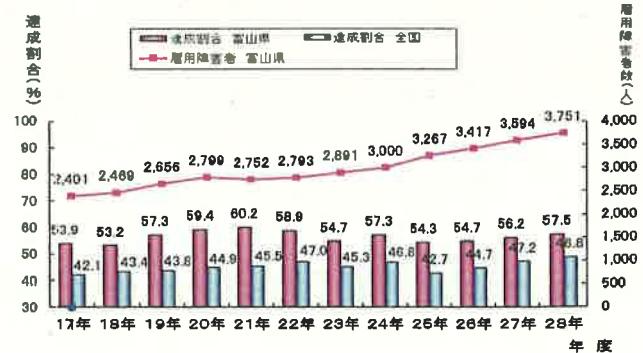
- 平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が施行されましたが、依然として障害者に対する差別があると感じている人が多い状況にあります。
そのため、障害者の人権や尊厳を守るために、障害を理由とする差別の解消（不利益な取扱いの禁止・合理的配慮の提供）や虐待防止の取組みを進めていく必要があります。
【障害者差別があると思う人の割合（あると思う+少しあると思う）：59.8%（H28 県政世論調査）】
- 障害者の数は6万人程度で推移し、このうち身体障害者及び知的障害者においては、高齢化が進んでいます。また、近年、発達障害や難病が障害福祉施策の対象に加えられるなど、障害が多様化していることから、富山県発達障害者支援センターを中心に、市町村など関係機関への支援や連携の強化を進めています。今後も、発達障害など多様な障害に対して、ライフステージに応じたきめ細やかな支援の充実を図る必要があります。
【65歳以上（身体）：72.8%（H23）⇒76.8%（H27）、（知的）：8.6%（H23）⇒9.8%（H27）】
- 本県では、雇用障害者数は年々増加しており、障害者の法定雇用率を達成している企業の割合は全国平均を上回っているものの、未だ4割以上の企業が法定雇用率を達成していません。また、就労支援事業所で働く障害者の工賃月額の県平均は、14,740円（平成27年）と増加してきていますが、依然として低い水準にあり、就労機会の拡大と工賃水準の向上など障害者の雇用・就労の促進が課題となっています。
【障害者雇用率達成企業割合：54.7%（H23）⇒56.2%（H27）】

障害者差別について



出典：平成28年県政世論調査

雇用障害者数・達成企業の割合



出典：富山労働局調べ

＜取組みの基本方向＞

- 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例等に基づき、障害を理由とする差別の解消や虐待防止など、障害者の権利擁護の取組みの推進
- 発達障害、高次脳機能障害、難病など様々な障害に対し、身近な地域においてライフステージに対応したきめ細かな支援の充実
- 多くの障害者が企業等に就職し、職場に定着できるよう、関係機関との連携による障害者の就業機会の拡大や職場定着への支援の促進
- 企業等に雇用されることが困難な障害者の福祉的就労の充実と、多様な就労の場の確保等による工賃水準の向上

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 障害に対する理解と権利擁護の推進

- ・差別に関する相談体制の充実や障害特性に対する理解の普及啓発など、差別解消に向けた取組みの推進
- ・県障害者権利擁護センターでの相談対応や関係機関の連携による虐待防止の推進 など

2. 発達障害など多様な障害に対する対応

- ・医師や事業所等を対象とした研修や家族への支援など、発達障害への対応力の向上及び医療・福祉・教育等関係機関の連携強化
- ・発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、難病相談・支援センターを中心とした、きめ細かな相談・支援機能の強化
- ・保育に特別な配慮を必要とする子どもに対して、保育士等が適切に対応できるよう、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修の実施
- ・発達障害を含む障害のある児童生徒を支援する特別支援教育支援員の養成や指導員の巡回など、小・中・高等学校を支援する仕組みの充実 など

3. 障害者の雇用・就労の促進

- ・障害の態様に応じた職業訓練の実施や企業に対する障害者雇用施策の周知
- ・特別支援学校就労コーディネーターの配置など、高等特別支援学校等での就労支援の充実
- ・特区制度を活用した富山型デイサービス事業所における障害者就労支援の促進
- ・就労支援事業所の自主製品の販売促進、農福連携など新たな就労分野の開拓による工賃向上支援の充実 など

政策名

安心13 障害者が地域で安心して暮せる体制の整備

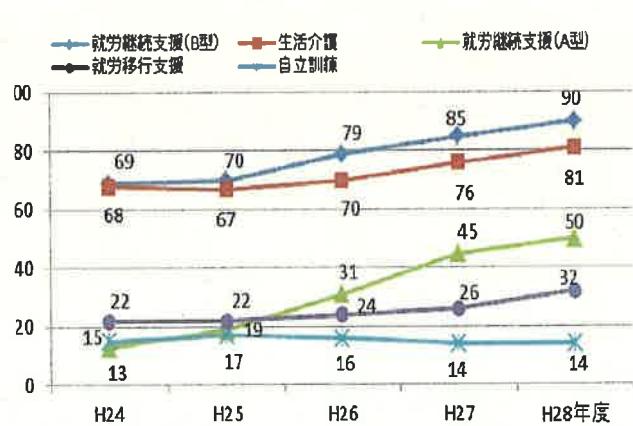
政策
目標

障害者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営んでいること。

＜現状と課題＞

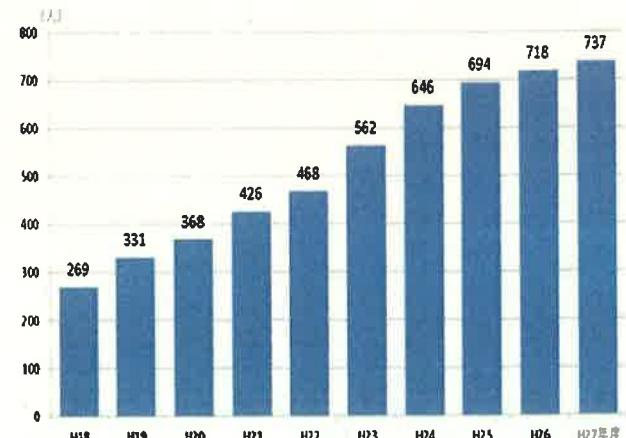
- 障害者の地域生活を支える生活介護・就労支援等の日中活動サービス事業所や住まいの場であるグループホームの整備は着実に進展し、その利用者数が増加しています。
そのため、障害者の生活基盤の整備、生活や就労に必要な訓練などニーズに応じた支援や、社会参加の促進に向けた取組みをさらに充実していく必要があります。
【グループホーム利用者数:4,828人(H25)⇒5,239人(H26)⇒5,499人(H27)(県障害福祉課資料)】
- 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、リハビリテーション医療の提供と併せて、入退院支援から在宅生活までの一貫した相談を行うほか、訪問看護や訪問リハビリテーション等の在宅サービスを提供するなど、退院後の地域生活を支援しています。今後も、障害者の在宅復帰に向けた相談支援やリハビリテーション医療、退院後の地域での生活を支援するためのサービスの更なる充実を図る必要があります。
【リハビリ訓練時間(1日当たり):108分(H27旧病院)⇒130分(H28新病院)(県障害福祉課資料)】
- 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、重症の心身障害児の入所や在宅生活の支援に取り組んでいますが、今後、さらに医療的ケアが必要な方の入所ニーズが見込まれていることから、医療的ケアが必要な重症心身障害児者等への支援体制をより強化していく必要があります。

生活や就労に必要な訓練や介護などの
「日中活動を支援する事業所」数



出典：県障害福祉課資料

グループホーム利用者数



出典：県障害福祉課資料

＜取組みの基本方向＞

- 障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、グループホーム等の整備や、福祉・保健・医療・教育・雇用など幅広い分野での密接な連携などによる、障害者一人ひとりのニーズに対応した総合的かつ適切な支援体制の充実
- 障害者の社会参加の一層の促進に向け、在宅サービス等の充実、スポーツ・文化芸術活動の推進など必要な支援の充実
- 障害者の早期の在宅復帰や在宅復帰後の地域生活支援のため、入退院支援から在宅生活までの相談支援体制を整備するとともに、退院後の地域生活を支援するための在宅サービス提供基盤の充実
- 重症心身障害児者など医療的ケアの必要な障害児者等やその家族が地域で安心して生活できるよう、医療、福祉など関係機関の連携をさらに進めつつ、入所や在宅の支援体制の整備、強化

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 地域での自立と社会参加の促進

- ・グループホームの充実など、地域における住まいの確保
- ・障害者スポーツの振興、文化・芸術活動への支援など、社会参加活動の推進
- ・手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣など、コミュニケーション支援体制の強化

2. 身近な地域での相談支援体制・サービス提供基盤の充実

- ・相談支援従事者の養成や、関係機関の連携による相談支援体制の充実
- ・生活に必要な訓練や介護など、個々の障害者のニーズに応じたサービスの充実
- ・児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児サービスの充実

3. 重度心身障害児者等が必要な医療的ケアが受けられる体制の強化

- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける療養介護サービスの提供
- ・重症心身障害児者等の受入施設への支援など、医療的ケアの提供体制の整備
- ・医療、福祉などの関係機関による連絡体制の整備や、医療的ケアを提供できる人材育成の推進

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり

政策名 安心14 循環型社会・低炭素社会づくりの推進

政策目標 循環型社会・低炭素社会づくりについて県民・事業者の理解が深まり、エコライフの実践・定着が進むとともに、環境に配慮した事業活動や環境保全活動が広く実施されていること。

<現状と課題>

- 本県では、全国初の県単位でのレジ袋無料配布廃止やとやまエコ・ストア制度の創設など、県民総参加のエコライフの実践を推進しており、G7富山環境大臣会合の開催も契機に、県民の環境にやさしいライフスタイルへの意識が一層高まっていることから、県民意識の定着・向上や環境保全活動の拡大につなげていくことが必要です。

レジ袋無料配布廃止の取組み（全国21県に取組み拡大）

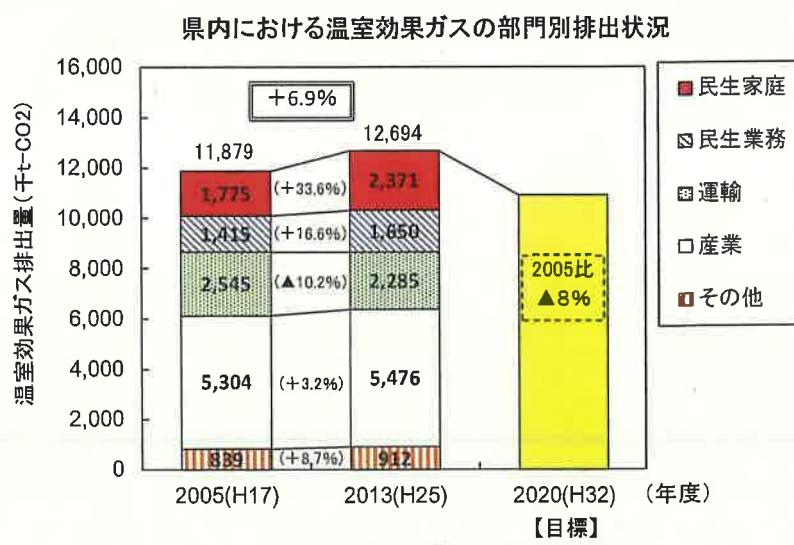
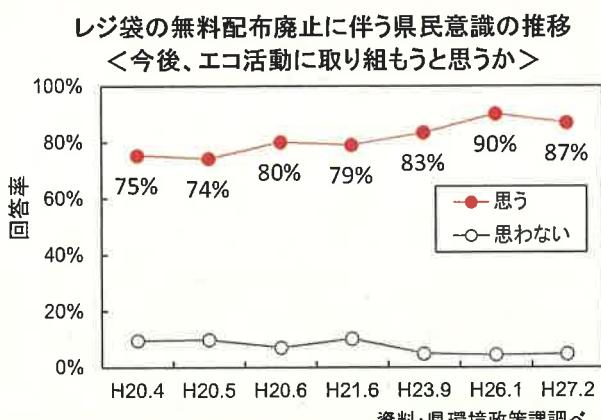
- | | | |
|-----------|---------------------|---------------------|
| ・実施店舗数 | 28社208店舗 (H20.4開始時) | → 54社549店舗 (H29.3) |
| ・マイバッグ持参率 | 92% (H20) | → 95% (H27) (全国トップ) |

とやまエコ・ストア制度登録店舗: 53社511店舗 (H25.10) → 74社1,123店舗・6商店街 (H29.3)

- 「とやま温暖化ストップ計画」に基づき地域レベルの地球温暖化対策を進めており、節電・省エネルギーの普及啓発、間伐等の森林整備や里山林などの整備*等に取り組んでいます。また、本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を更に推進していくため、包蔵水力が全国2位であることを活かした農業用水等での小水力発電所の整備、未利用県有地を活用したメガソーラーの整備、木質バイオマス発電所の整備などに取り組んでいます。さらに、全国2位の地熱資源を活かした地熱発電の開発に向けた調査を行っています。

- 一方で、本県の温室効果ガス排出量は増加しており、特に民生家庭部門の増加が顕著となっています。このため、民生家庭部門を中心とした省エネルギー化や、更なる再生可能エネルギーの導入、環境にやさしいエネルギーの利活用に向けた取組み、県民への啓発・環境教育の推進等が必要です。

【温室効果ガス排出量 (H25実績) : 6.9%増加 (対H17比) 中でも民生家庭部門は33.6%増加】



<取組みの基本方向>

- 住宅や建築物（事務所・ビル、店舗など）の省エネルギー化、省エネルギー機器の普及拡大、節電・省エネルギー行動の定着の促進
- 本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入、水素などの環境にやさしい新たなエネルギーの利活用の促進
- 循環型社会・低炭素社会づくりに向けた環境教育の一層の推進や、エコライフの実践・定着、環境に配慮した事業活動及び環境保全活動の拡大の一層の促進

<主な施策の項目と具体例>

1. 省エネルギーの推進

- ・日常生活や事業活動における自主的な省エネルギー行動を促すための、インターネットや各種イベントによる情報提供
- ・各種情報提供等の支援による、省エネルギー住宅や省エネルギー機器の普及の推進
- ・事業者におけるエネルギー管理の徹底を推進する、エコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入への支援

2. 再生可能エネルギーの導入や環境にやさしい新たなエネルギーの利活用の推進

- ・中小河川や農業用水等を活用した小水力発電、バイオマス発電・熱利用の導入推進
- ・県内初の地熱発電の導入に向けた、立山温泉地域における調査等の実施
- ・県内初の水素ステーションの整備に向けた取組みや、燃料電池車など次世代自動車の普及促進

3. 環境教育の推進、環境保全活動の拡大

- ・家庭、学校、地域等あらゆる分野の主体による幅広い年齢層に対する環境教育の推進
- ・レジ袋の無料配布の廃止や「とやまエコ・ストア制度」、エコドライブなど、県民、事業者、行政が相互に連携協力したエコライフ実践・定着の促進
- ・県民、事業者、民間団体等との連携・協働による森づくりや清掃活動など、環境保全活動の拡大

* 森林には、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し炭素を貯蔵する働きがあります。

政策名	安心15「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」の確立
-----	---------------------------------------

政策目標	県民・事業者・行政等の連携協力のもと、県内はもとより環日本海・アジア地域においても資源効率性・3Rの取組みが進み、循環型社会づくりに資する先進的な「とやまモデル」が確立されていること。
------	--

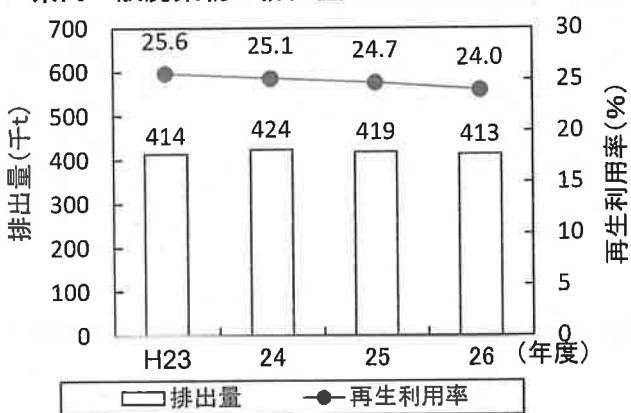
＜現状と課題＞

- 全国初の県単位でのレジ袋無料配布廃止やとやまエコ・ストア制度の創設など、本県では全国に先駆けた県民総参加のエコライフの実践、法制定のモデルになった使用済小型家電リサイクルなどの3Rの取組みを推進してきたところですが、G7富山環境大臣会合で「富山物質循環フレームワーク^{※1}」が採択されたことを受け、循環型社会づくりをさらに進める必要があります。
- しかしながら、「富山物質循環フレームワーク」において取組みの具体例として挙がっている食品ロス・食品廃棄物対策について、県民の「食品ロス」問題の認知度（64.1%、H28年度県政世論調査）は、全国（77.8%、H27年度消費者意識基本調査（消費者庁））よりも低くなっています。特に40代未満の認知度が低い状況です（50%以下）。
- また、その他の廃棄物を含めた県内的一般廃棄物の再生利用率、産業廃棄物の減量化・再生利用率はともに、近年概ね横ばいで推移していることから、その向上に向けてさらなる資源効率性・3R（廃棄物の発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、再生利用：Recycle）の取組みが必要です。

区分	現状（H26）	参考 (とやま廃棄物プランの目標（H32）)
一般廃棄物の再生利用率	24.0%	27%
産業廃棄物の減量化・再生利用率	95.5%	97%

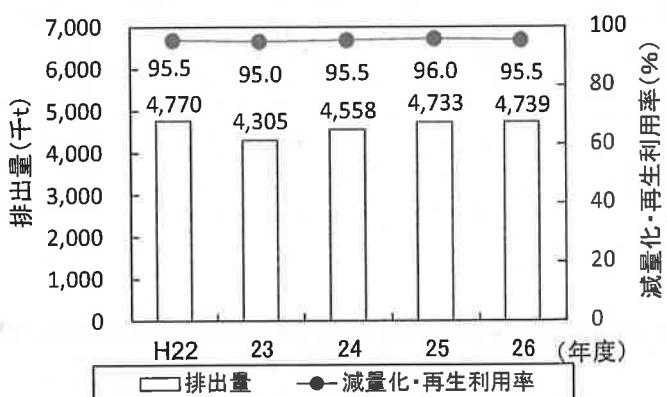
- 「2016とやま宣言^{※2}」において地球環境問題への積極的な貢献として環境保全の手法や有益な情報・データの共有を行うとされていることや、「富山物質循環フレームワーク」が採択されたことを踏まえ、本県としては経済成長・人口増加により環境汚染が懸念される環日本海・アジア地域での廃棄物や資源の有効利用にも積極的に貢献していく必要があります。

県内一般廃棄物の排出量及び再生利用率の推移



資料:一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

県内産業廃棄物の排出量及び減量化・再生利用率の推移



資料:産業廃棄物実態調査(県環境政策課)

＜取組みの基本方向＞

- ゼロエミッション社会（廃棄物排出ゼロ）の実現に向けた、県民の高い環境意識や高度な廃棄物処理技術を有する企業の立地などの本県の特長を活かした「とやまモデル」の確立の推進
- 「富山物質循環フレームワーク」を踏まえた、食品ロス・食品廃棄物対策や廃棄物需給のマッチングなどによる資源効率性の向上や3R、廃棄物の適正処理の推進
- 県内企業の高度な廃棄物処理技術の普及などによる環日本海・アジア地域での資源効率性・3Rの推進への貢献

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 資源効率性・3R等の推進

- ・レジ袋の無料配布廃止や食品ロス・食品廃棄物削減の取組み、各種イベントにおける啓発など、廃棄物の発生抑制・再使用の促進
- ・産学官が連携した廃棄物の減量化・再生利用の推進、リサイクル認定制度など、廃棄物の再生利用の促進
- ・廃棄物の性状に応じた高度なりサイクル技術の開発、既存の処理技術の適切な組合せによるコストの削減や事業者間の連携強化による処理の効率化のための情報の収集・発信など、廃棄物需給のマッチングを拡大するための取組みの促進

2. 食品ロス・食品廃棄物対策の推進

- ・全県的な食品ロス等削減運動の展開
- ・家庭の食品ロス等の実態調査結果を踏まえた啓発チラシ・パンフレット等の作成・配布など、食品ロス等削減の普及啓発
- ・エコフィード（食品廃棄物を利用して製造された飼料）としての利用等による食品廃棄物の再生利用の促進

3. 環日本海・アジア地域における資源効率性・3Rの推進への貢献

- ・我が国の法制度や本県の先進的な取組みの情報提供、研修員の受け入れ・技術職員の派遣など、資源効率性・3Rに関する制度構築への協力
- ・環日本海・アジア諸国との環境協力に係る意見交換、現地調査などを通じた具体的な課題や需要の把握、民間企業間でのマッチングなど、県内環境関連企業の海外展開の促進など

※1 G7富山環境大臣会合(H28.5開催)において採択された国際的な枠組みで、食品ロス・食品廃棄物の削減など、資源効率性や3Rの推進を国際的に協調して取り組むもの

※2 G7富山環境大臣会合の成果を踏まえ、今後の北東アジア地域における環境保全に向けた連携強化を図るため、H28.5に日中韓の地方自治体等の専門家が参加して開催された「2016北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま」で採択

政策名 安心16 豊かな自然環境の保全

政策目標 自然を大切に思う心が育まれ、自然に対する理解が深まるとともに、生物多様性の確保や、人と自然との共生の取組みが進み、豊かで美しい自然が保全されていること。

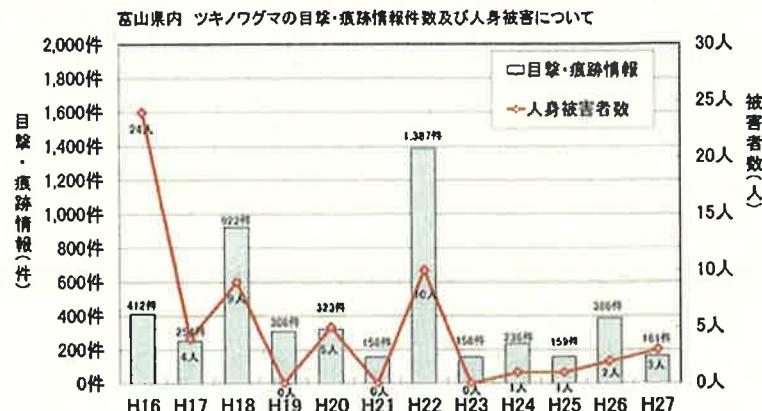
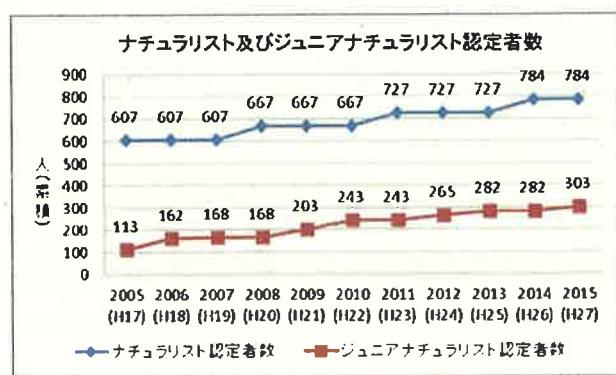
<現状と課題>

- 本県は、立山連峰から富山湾に至る高低差4000mのダイナミックな地形が織りなす優れた景観や豊かな自然に恵まれていますが、今後交流人口の増加などに伴う環境への負荷が増大する懸念もあることから、自然環境の保全に配慮した適正な利用を推進していくことが必要です。

【条例による立山バス排出ガス規制の実施（H27.4～）】
- 自然保護思想の普及啓発を図ることを目的に、昭和49年に全国に先駆けてナチュラリスト制度が発足し、ナチュラリストやジュニアナチュラリストの認定者数は着実に増加しています。

【ナチュラリスト認定者数：607人（H18）⇒727人（H23）⇒784人（H28）】
- 外来生物の侵入や里山・里海における人間の活動により、地域固有の生態系への影響が懸念されていることから、「富山県希少野生動植物保護条例（H27.4施行）」を制定し、県民協働による外来植物除去やライチョウの保護活動などに取り組んでいます。
- 近年、人身被害や高山帯などの自然環境被害、農作物被害を発生させるツキノワグマやニホンジカ、イノシシなど野生鳥獣の生息数や生息域が増大しています。また、銃猟者の減少や高齢化が進んでおり、野生鳥獣の生息数などの管理に係る担い手の育成・確保が必要となっています。

【第一種銃猟免許所持者数：918人（H17）⇒819人（H22）⇒719人（H27）】
- 世界的な人口増加や経済活動の拡大等に伴い、地球規模での環境問題の深刻化が懸念されるなか、自然環境保全や生物多様性の確保などについても広い視野で取り組む必要があります。



＜取組みの基本方向＞

- 県民一人ひとりや本県を訪れる国内外の人々が自然に関心を持ち、自然環境に配慮した行動ができるよう、ナチュラリストの育成や県民協働による登山道整備など、自然環境の保全に配慮した適正利用の拡大に向けた取組みの推進
- 地域固有の自然環境や生態系を保全し、将来の世代に引き継いでいくため、立山でのバス排ガス規制や希少野生動植物保護条例による希少種の保護、県民協働による外来植物除去やライチョウ保護活動、グローバルな視点に立った環境保全など、生物多様性の保全に向けた取組みの推進
- 人や農作物等へ被害をもたらす野生鳥獣の管理の強化、狩猟者の育成・確保など野生鳥獣の保護管理体制の整備、鳥獣被害を受けにくい地域づくりなど、科学的で計画的な野生鳥獣の適正な保護及び管理の推進

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 自然保護思想の普及啓発

- ・ナチュラリストやジュニアナチュラリストの養成や相互交流の促進、ナチュラリストによる自然解説活動の実施
- ・自然博物園ねいの里などを拠点とした自然保護思想や鳥獣保護思想の普及啓発 など

2. 自然環境の保全に配慮した適正な利用の推進

- ・「立山黒部」など国立公園等の環境保全と適正利用の推進
- ・自然公園等における歩道や訪日外国人に対応した標識等の整備
- ・自然体験施設の利用促進と登山者等に対する安全対策の推進 など

3. 自然環境保全活動の推進

- ・自然公園等における美化活動の推進や環境配慮型公衆トイレ・山小屋トイレの整備
- ・立山におけるバス排出ガス規制など、自然公園の貴重な植生の保護・復元 など

4. 生物多様性の確保

- ・ライチョウサポート隊による保護活動など、ライチョウ等の希少野生動植物の保護対策の推進
- ・県民協働による外来植物除去活動など、生態系を脅かす外来生物の適切な管理の推進 など

5. 野生鳥獣の適正な保護管理の推進

- ・ツキノワグマ等の野生鳥獣のモニタリング調査や保護管理計画策定など、保護管理の推進
- ・イノシシ、ニホンジカ等の個体数の適正な管理のための捕獲等の実施と担い手の育成・確保
- ・侵入防止柵等の設置による被害防止など鳥獣被害を受けにくい地域づくりの推進 など

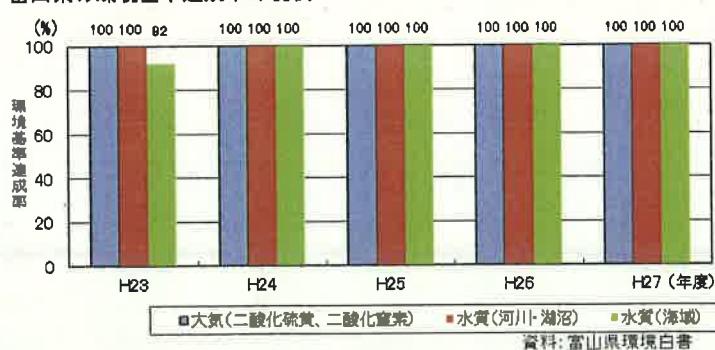
政策名 安心17 安全な生活環境の確保と環日本海地域の環境保全

政策目標 県民一人ひとりが高い環境保全意識を持ち行動することで、本県が誇るきれいでさわやかな大気、豊かで清らかな水など安全で健康的な生活環境が確保されるとともに、環日本海地域において国連機関や自治体等が連携した環境保全の取組みが着実に進められていること。

＜現状と課題＞

- 本県の環境は、大気、水質とも環境基準を達成しており、おおむね良好な状態にあります。PM2.5（微小粒子状物質）や富山湾の水質などの継続的な監視や発生源対策が求められています。
また、国際条約制定に伴う水銀の排出規制や建築物解体の増加に伴うアスベストの飛散防止、水生生物保全に係る水質環境基準項目の追加など、新たな規制等に伴う対応が必要です。
- 下水道等の汚水処理施設は着実に整備が進んでいますが、一方で、施設の老朽化への対応が求められています。
【富山県の汚水処理人口普及率：94.8%（H24）⇒96.1%（H27）順位は全国第8位】
- 本県では、上流・下流域が連携した清掃美化活動のほか、とやま川の見守り隊や地下水の守り人などの県民参加の環境保全活動が活発に行われています、「全国豊かな海づくり大会（H27.10）」、「G7富山環境大臣会合（H28.5）」の開催などを契機に県民の環境に対する理解や関心がより深まっているこの機運を捉えて、一層の環境保全活動の促進が期待されています。
- 平成24年4月に開館したイタイイタイ病資料館において、貴重な関係資料を収集・保存・活用するとともに、教訓等を後世に継承するため、企画展、語り部事業、小中学校の課外学習等の積極的な受け入れ、海外への情報発信などに取り組んでいます。
- 日本海対岸地域の工業化や都市化の進展等により、漂着ごみ、黄砂、越境大気汚染、海洋汚染などの環境問題が顕在化しており、日本海側地域のみならずわが国全体の環境への影響が懸念されることから、北東アジア地域における国際環境協力を進める必要があります。

富山県の環境基準達成率の現状



2016北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま

＜取組みの基本方向＞

- PM2.5 や富山湾の水質などの環境監視体制の強化や発生源対策の推進、水銀や新たな排出規制への対応のほか、汚水処理の早期概成及び施設の老朽化への対応など環境改善対策の推進
- 本県の誇る快適な環境について県民の理解や関心を深めるための環境学習の充実と、地域での環境保全活動の活性化
- イタイイタイ病に関する資料の収集・保存・活用と国内外への情報発信の一層の推進
- 漂着ごみなどの国境を越えて影響が及ぶ環境問題や地球規模の環境問題の解決に向けた、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の活動の支援や、「2016 とやま宣言※」に基づく北東アジア地域における環境保全の取組みなど、国連機関や同地域の自治体等との国際環境協力の推進

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 監視体制や発生源対策の強化など安全で健康的な生活環境の確保

- ・大気汚染物質や海域等での水質汚濁の効率的・効果的な監視体制の整備、工場・事業場に対する排出抑制の指導、汚染物質の排出実態や対策に係る調査研究の推進
- ・水銀や新たな排出規制に係る測定体制の整備や、水生生物保全環境基準項目等の追加
- ・放射性物質による環境への影響把握のためのモニタリングの充実

2. 環境学習の充実と地域での環境保全活動の活性化

- ・水辺の環境調査を県全域で行うキャンペーンの実施など、環境学習の機会の提供
- ・エコドライブや県内全域の海岸での一斉清掃など、県民参加の環境保全活動の一層の推進
- ・とやま川の見守り隊や地下水の守り人など、地域での活動の担い手の育成

3. イタイイタイ病の教訓等の後世への継承と国内外への情報発信

- ・イタイイタイ病資料館での貴重な資料の収集・保存・活用の推進
- ・小中学校の課外学習等の積極的な受入れや語り部事業の実施
- ・外国語にも対応したホームページ等を活用した国内外への情報発信

4. 国連機関や北東アジア地域の自治体等と連携した国際環境協力の推進

- ・気候変動、生物多様性、海洋ごみに関する調査や青少年の環境保全体験交流プログラムなど、北東アジア地域における環境保全の取組みの推進
- ・NOWPAP や（公財）環日本海環境協力センター（NPEC）が行う海洋環境保全活動等への支援
- ・環境保全に関する技術指導のための職員等の海外派遣、環境技術研修員の受入れの推進

※ G7 富山環境大臣会合の成果を踏まえ、今後の北東アジア地域における環境保全に向けた連携強化を図るために、H28.5に日中韓の自治体等の専門家が参加して開催された「2016 北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま」で採択

政策名

安心18 清らかな水資源の保全と活用

**政策
目標**

空から山、平野、川等を経て富山湾に至る水の循環と県民の諸活動との調和が図られ、水資源が有効に活用されるとともに、地域に根ざした水文化が継承されていること。

<現状と課題>

- 本県は、大小300余りの河川が流れ、環境省の「名水百選」に全国最多の8箇所も選ばれるほか、本県独自で湧水、滝、河川、深層水などを「とやまの名水」として66箇所を選定しているなど、全国に誇れる清らかな水環境に恵まれており、産業の振興や豊かな県民生活に資しています。

【名水百選・平成の名水百選 全国最多8箇所：富山県、熊本県】

- 本県の豊かで清らかな水資源の維持保全等を目的として、富山県水源地域保全条例を制定（平成25年4月）しています。

- 水田面積の大幅な減少による地下水涵養量の減少や、手入れの必要な人工林も多くあり森林の水源涵養機能の低下等の課題が見られるほか、消雪のための地下水利用の増加により、井戸涸れや地盤沈下等の発生も懸念されており、対策が必要です。

【県内の水田面積 S60：67,100ha→H26：56,500ha】

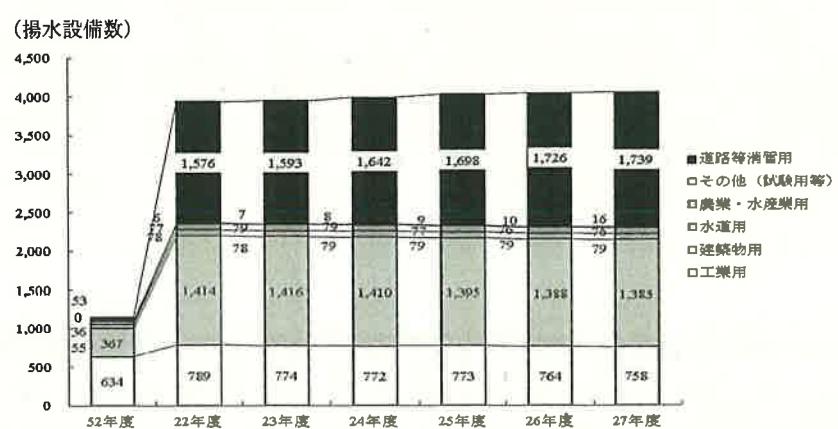
- 全国第2位の豊かな包蔵水力を活かした農業用水等での小水力発電の整備を進めていますが、豊かな水資源を有効に活用するため、多面的利用をさらに促進していく必要があります。

【小水力発電所の整備箇所数（累計）の推移：19箇所（H23）→31箇所（H27）】

- 地域用水機能の保全活動や水文化に関する活動など、県民等による水資源の保全・活用の取組みは増加しており、今後も、これらの活動を一層推進するとともに、魅力ある水辺空間の創出、水文化の保存・継承や魅力発信などを積極的に進めていくことが必要です。なお、県民等による取組みについては、活動者の高齢化や担い手不足等が懸念されています。



石倉町の延命地蔵の水
(平成の名水百選:いたち川の水辺と清水)



出典：県環境保全課資料

＜取組みの基本方向＞

- 水に関する各種施策を総合的に展開し「恵みの水が美しく循環する“水の王国とやま”」の実現
- 森林の有する水源涵養機能を高度に發揮するため、間伐等の適切な実施による森林の整備・保全や、水源地域保全条例による土地取引の把握等による水源保全対策の推進
- 地下水の涵養と利用のバランスを取り、将来にわたり地下水を保全するための対策の推進
- 中小河川、農業用水等を利用した小水力発電の推進など、水資源の有効かつ多面的利用の促進
- 優れた水環境を将来にわたって保全するため、地域の住民や団体が行う河川愛護ボランティア活動等を積極的に支援するなど、県民と協働で地域の特性を活かした保全活動の推進
- 清らかな水資源を活かして地域の活性化などを図るため、「とやまの名水」等の保全・活用や魅力ある水辺空間の創出、水を活かした文化や産業の推進

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 水源の保全と涵養

- ・間伐の実施や里山林の整備など、県民参加による森づくりや健全で機能の高い森づくりの推進
- ・地下水の合理的利用や、「地下水の守り人」の養成等による地下水保全対策の啓発・推進
- ・水源地域保全条例による土地取引の把握等による水源保全対策の推進

2. 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用

- ・農業用水等を利用した小水力発電の推進
- ・消流雪や防火、生態系保全など、水資源の多面的な利用の促進

3. 水環境の保全

- ・地域の暮らしや歴史・文化と調和し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した「多自然川づくり」などの推進
- ・河川愛護ボランティアなどの地域住民等による保全活動の推進

4. 水を活かした文化・産業の発展

- ・水への意識を高めるための交流・連携や、川などを守り育てる活動の推進
- ・「とやまの名水」など、名水の保全と地域活性化等への活用
- ・魅力ある水辺空間の創出、深層水など水を利用した産業・観光の振興及び水に関する情報発信

政策名**安心19 再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギーの利用に向けた開発の促進****政策目標**

豊かな県民生活や経済の持続的な成長を実現するため、本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進などエネルギーの多様化や効率化の推進や、水素など新たなエネルギーの利活用の取り組みにより、エネルギー需給の安定が図られていること。

<現状と課題>

- 国の「エネルギー基本計画」（平成26年4月策定）では、エネルギー政策の基本的な方向性を定め、徹底した省エネルギーを推進するほか、再生可能エネルギーについては最大限の導入を図るとしています。また、「長期エネルギー需給見通し」（平成27年7月経済産業省決定）の2030年度の電源構成※では、原発依存度を東日本大震災前の約3割から20%～22%程度に低減し、再生可能エネルギーは、現在（2015年度）の約14%から22%～24%程度を目指すとしています。
【※電源構成…総発電電力量に占める各エネルギーの割合。エネルギー믹스。】

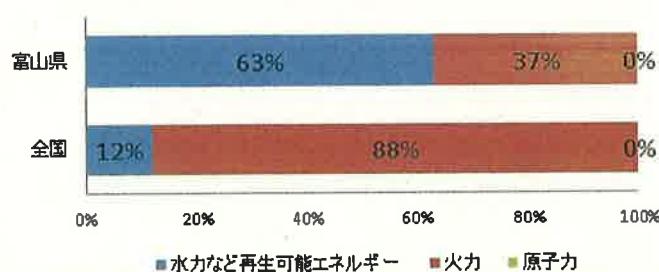
- 本県は、再生可能エネルギーによる発電が全国に比べて非常に高く、「富山県再生可能エネルギービジョン」（平成26年4月策定）に基づき、包蔵水力や地熱資源量がともに全国2位であるなど本県の地域特性を活かし、農業用水等での小水力発電所の整備や地熱発電の開発に向けた調査を行っているほか、未利用県有地を活用したメガソーラーの整備、木質バイオマス発電所の整備などに取り組んでいます。

今後も、豊かな県民生活や経済の持続的な成長の実現のため、エネルギーの多様化や効率化を更に進め、エネルギー需給の安定確保を図ることが重要です。また、地球温暖化防止など環境に配慮し、本県の地域特性を活かした小水力発電、地熱発電、バイオマス発電・熱利用など、低炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーの導入を一層推進していく必要があります。

- 新たなエネルギーとして、水素については、民間企業と連携し、県内での水素ステーションの整備に向けた検討を進めているほか、国において、日本海側での表層型メタンハイドレートの海洋調査や資源量の検討が進められています。

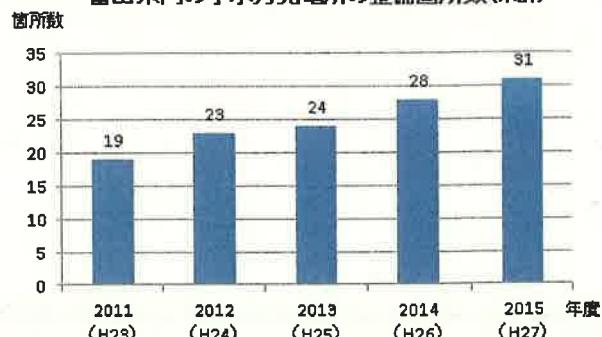
今後も、水素の保存の研究開発、水素ステーションの導入など、将来の水素社会の基盤構築に向けた取組みや、メタンハイドレートなど将来を見据え、新たなエネルギーの利活用に向けた調査や研究などを推進していく必要があります。

県内の発電電力量構成比(2014(H26)年度)



資料:富山県:県統計調査課調べ(2014(H26)富山県統計年鑑)
全 国:電気事業連合会資料(電源別発電電力量構成比)

富山県内の小水力発電所の整備箇所数(累計)



資料:県商工企画課調べ

＜取組みの基本方向＞

- 本県の地域特性を活かし、豊富な包蔵水力を活用した小水力発電所の整備や、豊富な地熱資源を活用した地熱発電所の建設に向けた調査等の実施、バイオマス発電・熱利用の導入など、官民が一体となった再生可能エネルギーの積極的な導入によるエネルギーの多様化や効率化の推進
- 水素やメタンハイドレートなど新たなエネルギー資源の利活用に向けた調査や研究等を進めるとともに、将来の水素社会の基盤の構築に向け、燃料電池車や水素ステーションの導入、アルミ技術を活かした水素の保存の研究開発などの推進
- 持続可能な社会の構築と快適な生活の実現の両立を図るため、エネルギーに関する普及啓発を推進するとともに、スマートコミュニティ形成の取組みの促進や、再生可能エネルギー技術の研究開発など、グリーンイノベーション（環境・エネルギー分野における技術革新）の取組みの加速化

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーの多様化や効率化の推進
 - ・中小河川や農業用水等を活用した小水力発電の導入推進や更なる適地の発掘
 - ・県内初の地熱発電の導入に向けた、立山温泉地域における調査等の実施
 - ・食品廃棄物を含むバイオマス発電・熱利用の導入促進や、木質バイオマス発電所などにおける県産の未利用間伐材の利用の促進、木質バイオマス利用施設等整備への支援
 - ・豊富な地下水を活かした開放型の中熱ヒートポンプシステムの導入方策等の調査研究の推進や、施設等への導入の促進
2. 水素やメタンハイドレートなど新たなエネルギーの利活用に向けた取組み
 - ・県内初の水素ステーションの整備に向けた取組みや、燃料電池車など次世代自動車の普及促進
 - ・県内のアルミ産業の技術を活用した産学官連携による水素の保存（アルミ製水素タンクなど）や、再生可能エネルギーなどからの水素の製造・貯蔵・利用等の研究開発の促進
 - ・表層型メタンハイドレートの開発に向け、資源量把握のための調査の拡充や採掘技術の開発などの国への働きかけや、県立大学等での資源回収技術の開発の推進
3. 再生可能エネルギーの導入を通じた地域づくりやグリーンイノベーションの加速化
 - ・再生可能エネルギーに関する普及啓発の推進や客観的で多様な情報の提供、次世代を担う子どもへのエネルギー教育の推進
 - ・再生可能エネルギーの導入を通じた観光振興や地域づくり、人材育成の取組みの促進
 - ・ＩＣＴや蓄電装置等を活用したスマートコミュニティの形成に向けた取組みの促進
 - ・発電・熱利用設備の導入や産学官連携を含めた環境・エネルギー関連技術の開発への支援

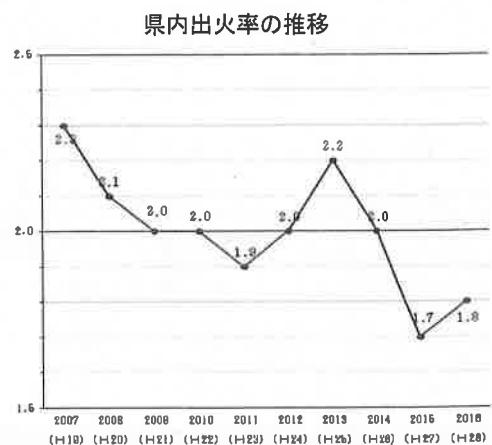
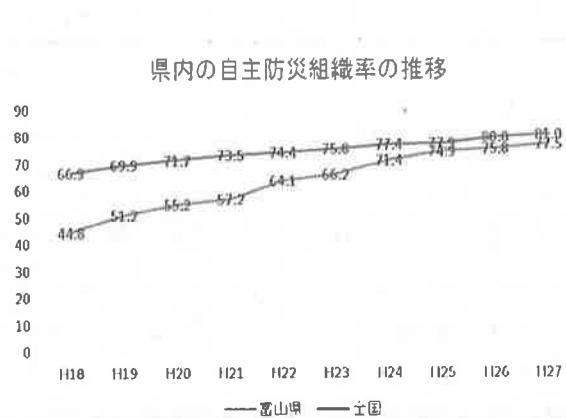
<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり

政策名 安心20 消防力や地域防災力等の強化による防災・危機管理体制の充実

政策目標 県民一人ひとりが、高い防災意識を持ち、地域での防災力が向上しているとともに、火災や自然災害はもとより、大規模テロや新型感染症等の新たな危機が万一発生した場合の備えが整えられていること。

<現状と課題>

- 本県は災害が少なく「安全・安心な県」と言われており、災害への備えを行っている県民の割合がまだ低い状況にあることから、県民一人ひとりの災害への危機意識を向上させる必要があります。
- 地域の防災の要として期待される自主防災組織の組織率は大きく向上しているものの、全国平均は下回っています。また、消防団員について、今後、高齢化等による減少が懸念されています。
このため、自主防災組織の組織化・活性化を推進するとともに、若者等の消防団への加入促進に向けて、関係機関との連携強化に取り組んでいく必要があります。
- 救急搬送が増加するとともに、多様化・大規模化する災害や事故への対応力の強化が求められるなど、消防を取り巻く環境が変化しており、県民への救急車の適正利用の理解促進や救急業務の高度化などへの対応が重要な課題となっています。
- 大規模な爆弾テロやサイバーテロ、北朝鮮によるミサイル発射・核実験、新型インフルエンザ等の感染症など、新たな危機が発生するリスクが生じています。
こうした新たなリスクに対応できるよう、官民一体となったテロに強い社会の実現と新たな危機に対して迅速かつ柔軟に対応できる総合的な危機管理体制の充実が重要です。



<取組みの基本方向>

- 消防職団員への教育訓練や防災関係者の研修、自主防災組織の組織化・活性化、消防団員の確保と資質の向上、県民や企業の災害に対する危機意識の向上などを通じた消防力や地域防災力の強化
- 消防を取り巻く環境の変化に応じ、火災や災害の発生に的確に対応するため、消防の広域化、消防設備の整備、救急業務の高度化への取組みなど、消防・救急体制の充実強化
- 官民一体となったテロに強い社会の実現、災害や新たな危機事案への初動対応や各種対策を迅速かつ的確に実現できる体制の整備など、総合的な危機管理体制の充実

<主な施策の項目と具体例>

1 消防力・地域防災力の強化

- ・消防職団員等の専門分野の人材育成や県民の防災意識・対処能力の向上を図るための広域消防防災センターの機能強化
 - ・学生への消防団活動の周知支援や消防団活動支援に積極的な事業所の表彰など、若者や女性、被用者等の消防団への参加促進
 - ・消防団員の消防活動技術の向上や士気高揚を図る全国消防操法大会の開催支援
 - ・自主防災組織のリーダー、未結成地区の町内会長等を対象とした研修の実施
 - ・地域防災力の向上のための防災士など防災リーダーの育成
- など

2 消防体制の充実

- ・大規模な災害に的確に対応するための消防の広域化や消防・救急資機材の高規格化の推進
 - ・救急業務の高度化に対応した救急救命士の養成
 - ・消防力向上のための研究の実施
- など

3 危機管理体制の充実

- ・関係機関が連携した災害対策に係る危機管理体制の強化
 - ・国民保護計画、地域防災計画等を踏まえた県民参加による実践的な訓練の実施
 - ・官民が一体となったテロ対策の推進や新たな危機に対処するための装備資機材の整備
 - ・洪水浸水想定区域等の指定や、河川水位情報、土砂災害警戒情報などの防災情報の提供
- など

政策名

安心21 防災・減災、災害に強い県土づくり

**政策
目標**

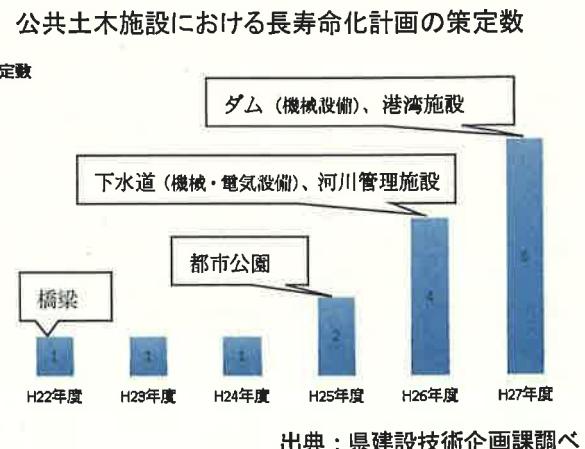
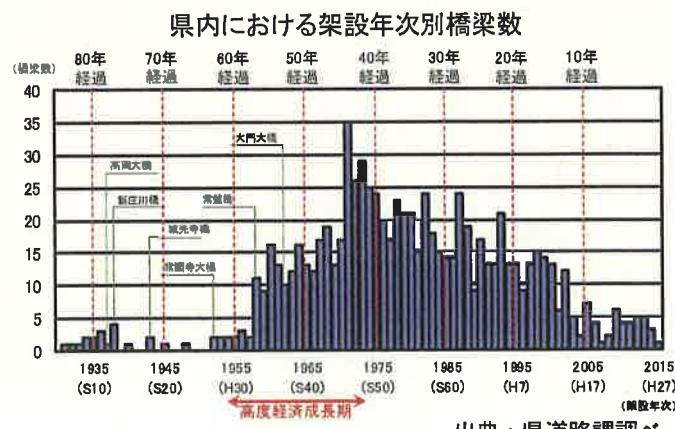
水害や土砂災害などから県民の生命や財産を守るための施設等が整備され、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される、災害に強い県土が形成されていること。

＜現状と課題＞

- 本県の険しい地形や崩れやすい地質から、これまで幾度となく河川の氾濫、土石流、すべり、山腹崩壊などの大きな被害を被ってきてています。また、富山湾特有の寄り回り波による越波災害などの高波被害や海岸侵食にも見舞われています。全国的にも、H27年9月の関東・東北豪雨災害やH28年4月の熊本地震などに象徴されるように多様な災害が頻発、激甚化しています。

こうしたことから、今後も富山県国土強靭化地域計画に基づき、災害から県民の生命・財産を守るために、治山・治水・土砂災害対策、津波・高波・海岸侵食対策の施設整備、農業水利施設整備、森林・農地の保全及び防災・減災の効果を高めるためのソフト対策を推進していくことが重要です。

- 近年では、集中豪雨により、市街地や宅地開発が進む地域の河川・排水路において浸水被害が多発しており、その対策を推進していくことが重要です。
- 高度経済成長期を中心に整備された橋梁等の公共施設の老朽化が急速に進展しており、今後、修繕や更新時期が集中することが見込まれることから、計画的かつ予防保全的な維持・管理を進め、施設の長寿命化を図る必要があります。



<取組みの基本方向>

- 「富山県国土強靭化地域計画」に基づき、災害から県民の生命や財産を守るために、治山・治水・砂防・海岸等の施設整備、森林・農地の保全を環境に配慮しながらソフト対策と併せて着実に推進
- 市街地等における集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水排水路、貯留浸透施設などの整備、及び河川、下水道、排水路の管理者等が連携した総合的な浸水対策の推進
- 津波・高波・海岸侵食対策として海岸堤防の点検や機能強化を図るとともに、老朽化した公共施設の長寿命化対策を進めるなど、公共施設の計画的・効率的な維持管理や整備の推進

<主な施策の項目と具体例>

1. 治山・治水・土砂災害対策の推進

- ・災害発生危険度の高い箇所における治山施設の重点的な整備や保安林の指定などによる森林の保全
- ・堤防の建設や川幅の拡幅、放水路設置など河川の整備
- ・砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備
- ・農村地域の浸水被害を防止する農業用排水路や洪水調整池の整備の推進、老朽化に伴う被害が懸念される農業水利施設の整備

など

2. 市街地等の浸水被害を軽減する総合的な浸水対策の推進

- ・雨水貯留施設の整備や水田等を活用した取組みなど、雨水流出抑制対策の推進
- ・市町村、関係機関、地域の団体や住民等からなる協議会による浸水対策計画の策定と当該計画に基づく河川、雨水排水路、農業用排水路等の整備
- ・県民へのきめ細やかな防災情報の提供など、浸水被害軽減対策の推進

など

3. 津波・高波・海岸侵食対策の推進

- ・津波・高波被害を防止・軽減するための海岸保全施設の整備と、長寿命化計画に基づく適切な点検及び維持管理、更新の推進。
- ・堤防、護岸、人工リーフなどの海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し背後を防護する、面的防護方式による海岸整備の推進

など

4. 公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進

- ・橋梁、港湾施設、農業水利施設等の長寿命化計画に基づくライフサイクルコストの縮減や修繕・更新費用の平準化など、計画的な施設管理の推進
- ・堤防や護岸などの効果的、効率的な維持管理の推進
- ・老朽化対策に関する国・市町村との連絡調整、情報共有の推進

など

政策名

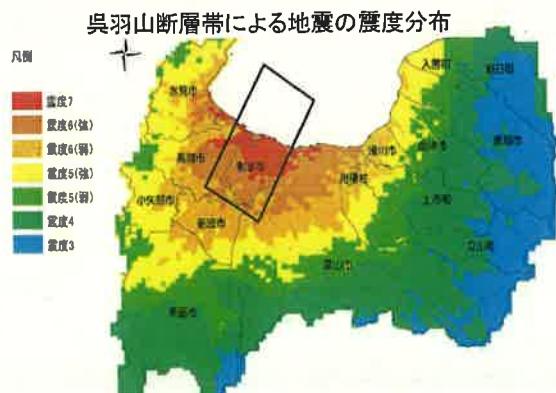
安心22 地震・津波対策、火山対策、原子力災害対策の充実

政策
目標

地震や津波、火山、原子力の災害発生時において、県民の生命、身体及び財産が守られているとともに、速やかで的確な応急対策や復旧・復興対策が行われる体制が整備されていること。

＜現状と課題＞

- 災害時の避難場所となる学校や災害医療の拠点となる病院、ライフライン施設・設備及び橋梁・港湾施設などの公共土木施設、住宅の耐震化は進んでいますが、対策が講じられていない施設、また、耐震化が十分でない住宅があります。
【公立小中学校の耐震化率（H28. 4. 1 現在）93.6%、住宅の耐震化率（H25） 72%】
- また、近年、東日本大震災や熊本地震などの地震による大きな災害が生じており、本県にも、今後 30 年以内の地震発生確率が S ランク（高い）と評価されている断層帯があります。
- こうしたことから、防災拠点となる庁舎・学校等や公共土木施設、農業用ため池等の農業水利施設、住宅の耐震化の推進、津波ハザードマップの改訂など津波対策の推進等による地震に強い県土・まちづくりの推進や、地震災害発生後の応急体制整備などの対策の充実、復旧・復興対策の充実など、地震・津波対策の充実が重要です。
- 御嶽山や桜島等が噴火しており、県内でも弥陀ヶ原（地獄谷）が火山災害警戒地域に指定され、また常時観測火山に追加されており、関係機関と連携した観光客や登山者の安全対策の実施などの火山防災対策の充実が重要となっています。
- 福島原発の事故を教訓とし、原子力災害に関する地域防災計画の見直し、モニタリング体制や原子力災害医療体制の整備を進めていますが、今後も、関係機関と連携した原子力防災訓練の実施などの原子力災害対策の充実が重要です。



＜取組みの基本方向＞

- 防災拠点となる庁舎・学校等の耐震化の促進、東日本大震災や熊本地震を教訓とした地震・津波防災に対する啓発、津波ハザードマップの作成支援、自主防災組織による避難訓練などによる地震に強い県土・まちづくりや、災害時における迅速・的確な応急対策の実施、被災地域の復旧・復興を行う体制の充実
- 火山防災協議会の議論・検討をふまえた県地域防災計画の見直し、市町村の避難計画の作成の支援、火山防災情報の周知・啓発などによる火山対策の推進
- 市町村や原発立地県等との連携による住民への情報伝達・避難誘導・環境放射線モニタリングの体制整備、原子力災害医療の体制整備、安定ヨウ素剤の備蓄、住民に対する普及啓発などによる原子力災害対策の推進

＜主な施策の項目と具体例＞

1 地震・津波対策の充実

- ・ 庁舎・学校や公共土木施設、農業用ため池、住宅等の地震対策の充実、市町村等が行う水道施設の耐震化の支援
 - ・ 主要活断層による地震の被害想定調査の実施
 - ・ 地震や津波の調査結果を活用した県民に対する防災の啓発
 - ・ 津波シミュレーション調査の結果をふまえた津波災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備等
 - ・ 災害時における広域的な応援体制の充実及び受援体制整備の検討、受援計画の策定
 - ・ 自主防災組織による資機材整備・避難訓練や避難所運営計画等策定の取組みへの支援、要配慮者の安全確保
 - ・ 救出救助に必要な災害警備用装備資機材の整備
 - ・ 被災者の生活再建支援施策の充実
- など

2 火山対策の充実

- ・ 火山ハザードマップの作成、避難計画の策定支援、災害時に迅速・的確に対応するための装備資機材等の整備
 - ・ 火山観測、調査研究の充実
 - ・ 観光客や登山者に対する火山防災情報の普及啓発
- など

3 原子力災害対策の充実

- ・ 市町村や原発立地県等との連携による住民への情報伝達・避難誘導体制の整備
 - ・ 原子力災害時における環境放射線モニタリング体制の充実
 - ・ 原子力災害医療体制の整備
- など

政策名**安心 23 雪に強いまちづくり****政策目標**

降積雪時においても、県民生活に支障がなく、産業経済活動が円滑に進められるとともに、豊かな雪の文化が継承・創造されていること。

<現状と課題>

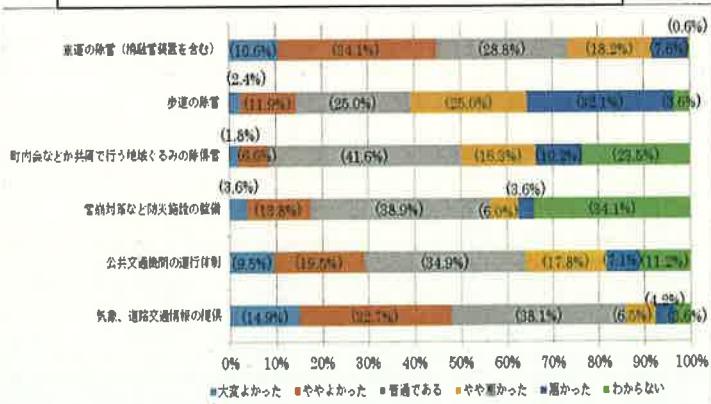
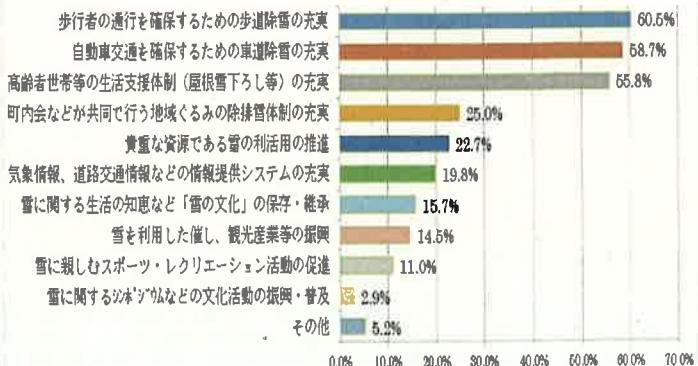
- 近年、暖冬・少雪の傾向にありますが、年によっては短期的・局地的に大雪となり、車道や歩道の交通障害や交通機関の運休などが発生し、県民生活に大きな影響を及ぼしています。また、雪崩等により集落の被災や孤立も懸念されています。

こうしたことから、降積雪時において県民生活や産業経済活動に支障が生じないよう、道路の除排雪体制や交通機関の除雪対策などを充実するとともに、道路状況等の情報を提供する取組みの充実を図ることが求められています。また、雪崩等から道路や集落を守る施設整備の推進が必要とされています。

- 少子高齢化などが進行する中で、高齢者世帯等の増加により、地域における除排雪機能の低下が懸念されています。また、除雪業務のオペレーターや機械の確保が困難な状況となっています。

今後、高齢者世帯等への除排雪支援など地域ぐるみでの雪対策の仕組みづくりや雪処理の担い手の確保が重要となってきます。

- 人々の生活の近代化・多様化により、富山ならではの雪の文化や、冬季の生活の知恵（かぶら寿し等の食文化、雪囲い・エンナカ（流雪溝）等の住文化）が失われつつあります。このため、とやま特有の伝統的な生活文化を将来にわたって継承するとともに、雪に親しみ、楽しむ文化の創造が求められています。

たくさん雪が降った際の県民のご意見**冬を暮らしやすくするために重要な雪対策**

出典：
平成 28 年度県政モニターアンケート結果

出典：
平成 28 年度県政モニターアンケート結果
※ 3つまでの複数回答可能

＜取組みの基本方向＞

- 雪による県民生活や産業経済活動への支障が生じないよう、車道や歩道の除雪を充実し、雪害のない雪に強いまちづくりの推進
- 地域ぐるみでの高齢者世帯など除雪が困難な世帯にも配慮した除排雪活動への支援
- 地域住民の安全な生活を支えるため、雪害防止対策等の推進
- 富山ならではの雪の文化や生活の知恵を継承するとともに、ライフスタイルの変化を踏まえた冬を楽しむ文化活動の振興

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 雪害のないまちづくり

- ・重要路線における除雪レベルの向上などによる車道除排雪の強化や歩道除雪の充実
- ・道路幅の狭い区間への堆雪帯の設置や消雪施設の更新等の推進
- ・除雪オペレーターや除雪機械の確保など安定的な除雪体制の維持
- ・市町村や地域住民、ボランティア等が連携して地域ぐるみで行う、高齢者世帯など除雪が困難な世帯にも配慮した除排雪活動への支援

など

2. 雪害防止対策の推進

- ・スノーシェッドや雪崩防止柵等の整備推進
- ・雪崩防止機能を有する森林（なだれ防止林）の維持・造成の推進

など

3. 雪の文化の継承と創造

- ・雪国の伝統的な生活文化の継承
- ・雪に親しみ雪を楽しむ冬の催しの開催等による雪の文化の創造
- ・冬期イベント等の実施による冬の富山の魅力の情報発信
- ・克雪、利雪、親雪に関する調査研究・技術開発等の支援

など

政策名

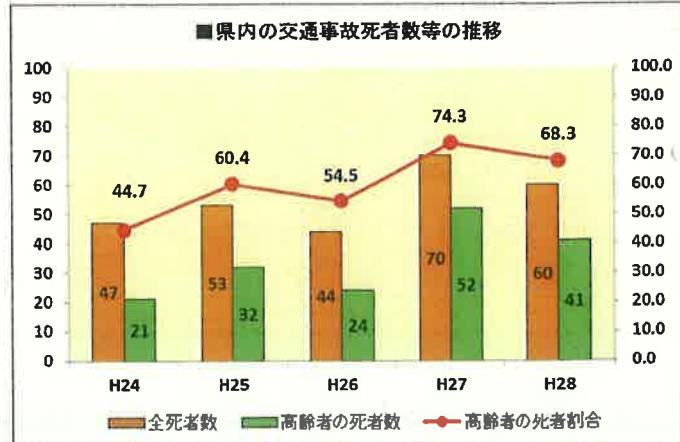
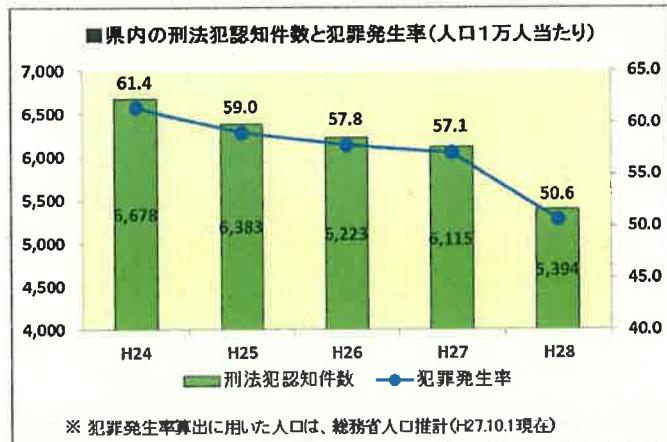
安心24 犯罪の抑止と交通安全対策の推進

政策
目標

犯罪や交通事故の発生しにくい環境づくりが進み、県民が安全で安心して暮らすことのできる社会が実現していること。

＜現状と課題＞

- 本県の犯罪発生率は、近年、減少傾向にあり、全国的にも低い水準にありますが、不審な声かけやつきまとい等の事案が後を絶たない状況にあるほか、住宅や自転車の無施錠による盗難も多く発生しているため、地域ぐるみの防犯・見守り活動が活発に行われています。
今後も、県民の防犯意識の一層の向上を図るとともに、自主防犯団体や防犯協会、県、市町村などが連携した県民総ぐるみによる犯罪の起きにくい環境整備等の安全なまちづくりの推進が重要です。
- 本県の交通事故は、人身事故発生件数及び負傷者数は減少傾向にある中で、交通死亡事故の件数は増減を繰り返しており、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高くなっています。
このため、高齢者や車両等の運転者に対する交通安全教育や交通指導取締りなどを推進する必要があります。
- 本県でも、強盗等の重要犯罪や広域化・巧妙化する特殊詐欺等の組織犯罪が発生しているほか、サイバー犯罪等により、サイバー空間における脅威が深刻化しており、今やサイバー空間の安全なくして治安は成り立たない状況となっています。また、日本各地で災害が発生しており、被災者の避難誘導及び救出救助、被災地における安全安心を確保するための諸活動等の災害警備活動を行っています。
このため、今後、広域化・巧妙化する新たな手口の犯罪や災害発生時に的確に対応するための警察機能を充実する必要があります。



＜取組みの基本方向＞

- 民間パトロール隊や学校安全パトロール隊・青色回転灯装備車等によるパトロール活動及び自主防犯団体や防犯協会、県、市町村が連携した地域ぐるみの防犯活動など安全なまちづくりの推進
- 道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、道路交通秩序の維持等を図るとともに、高齢者の交通事故防止対策を強化するなど、県民総参加による交通安全対策の推進
- 地域の治安の維持や災害時の拠点となる警察関係施設・設備の整備、広域化、高度化・複雑化する犯罪や災害発生時に迅速・的確に対処できる人材育成や装備資機材等の充実・強化の推進

＜主な施策の項目と具体例＞

1 安全なまちづくりの推進

- ・民間の防犯パトロール隊や学校安全パトロール隊、青色回転灯装備車等によるパトロール活動などの地域における防犯活動の支援
- ・カギかけ防犯対策など県民の防犯意識の高揚
- ・犯罪被害の未然防止、子どもや地域住民の安全・安心確保のための防犯カメラの設置促進
- ・児童等を対象した参加・体験型防犯教育の推進

2 交通事故防止対策の強化

- ・訪問指導や交通安全教室の開催、反射材の着用促進、交通安全ボランティアによる街頭キャンペーンの実施等、高齢者を中心とした交通事故防止対策の強化
- ・高齢者や子供の安全・安心な道路交通環境を確保するための各種交通安全施設の整備
- ・死亡・重大事故に直結する悪質、危険な交通違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りや街頭監視活動の強化

3 警察機能の充実

- ・長期的視点に立って富山の安全・安心を確保するため、時代の要請に質的・機能的に対応した警察署等の警察施設の計画的な整備
- ・様々な警察活動において的確に対処できる高度な専門的知識と能力を有する人材の育成
- ・サイバー空間の脅威への官民一体となった対策や、犯罪情勢や社会構造の変化に伴って新たに発生する治安上の脅威への対処
- ・捜査手法や取調べの高度化への取組等に資する捜査用資機材等や、災害警備・山岳警備活動用資機材等の整備

政策名**安心 25 地域公共交通の維持活性化と新たな展開****政策
目標**

県民の生活を支える身近な公共交通サービスが将来にわたって安定的に確保され、高齢者、障害者など誰もが安全で快適に移動できること。

<現状と課題>

- 近年、本県の地域交通（鉄軌道、バス）の利用者は減少傾向が続いていましたが、平成27年度は北陸新幹線開業等により利用者が増加しました。しかしながら、本県は車を保有する世帯の割合が高く、5割強の県民が地域交通を全く利用していない状況にあります。また、今後の人ロ減少に伴い、利用者の減少やそれに伴う交通サービスの低下が懸念されています。

【地域交通の年間利用者数（千人）：

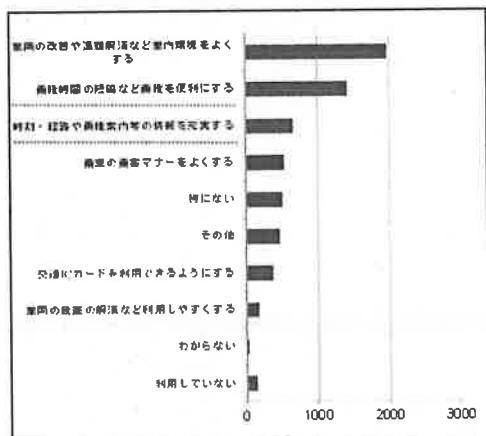
H⑤70,374 → H⑥44,261 ($\Delta 37\%$) → H⑦42,718 ($\Delta 3.5\%$) → H⑧46,671 (9.3%)】

このため、本県が有する鉄軌道などの多様な地域交通インフラを有効活用し、多くの方に利用してもらうとともに、将来にわたって持続可能な地域交通を目指した取組みを行っていくことが重要です。

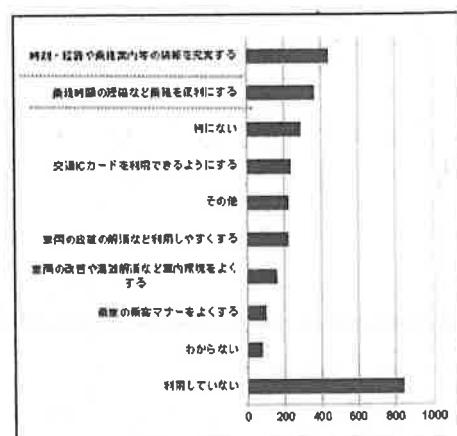
- また、近年、高齢者の運転免許返納者が増加していますが、こうした高齢者や学生・生徒など自動車を運転できない方々の日常生活（買い物、通院、通学など）を支える交通サービスが必ずしも十分ではない状況にあり、その確保・充実が重要となっています。
- 地域間をまたぐ移動を支える「域間交通」について、利用者からは、乗継時間の短縮や乗継案内等の情報充実など乗継の改善を求める意見が多く、公共交通機関相互の接続利便性を向上していく必要があります。
- 住民に身近な生活圏内での移動を支える「域内交通」については、民営バスや市町村等が運行するコミュニティバスのほか、定期路線バスの運行に適さない地域等では、市町村がデマンド型交通の導入を進めていますが、依然として公共交通空白地域が存在しており、地域のニーズに対応した交通サービスが必要となっています。

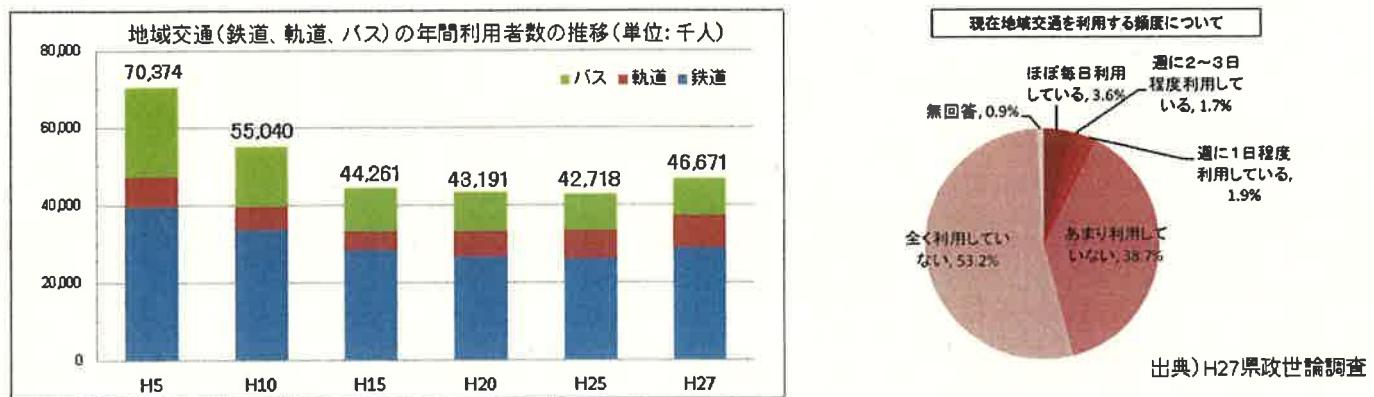
●地域交通に関して改善してほしい点（H27 県地域交通利用状況調査）

※県内居住者の鉄道に対する意見の場合



※県内居住者のバスに対する意見の場合





<取組みの基本方向>

- 県民の日常生活等を支える総合的な地域公共交通体系の構築の推進
- 鉄軌道の安全性向上やバスの運行維持への支援、利便性向上や利用促進など、地域公共交通ネットワークの維持活性化のための取組みの促進
- 地域の実情やニーズにきめ細かく対応した市町村等の地域公共交通サービス展開への支援の充実

<主な施策の項目と具体例>

1. 総合的な地域公共交通体系の構築の推進

- ・ 総合的な地域公共交通体系の構築に向けた「富山県地域交通活性化推進会議」などによる関係者の幅広い協議の推進
- ・ 乗継に係る現状と課題を関係者間で共有し、利用者の目線に立った改善策の協議、検討
- ・ 利便性が高く効率的なバス路線に転換し、持続可能性を高めていくため、バス運行主体等に期待される取組みの検討

2. 地域公共交通の維持活性化

- ・ 交通事業者等が行う鉄軌道の安全性向上への取組み、生活交通として必要不可欠な民営バス・コミュニティバスの運行、バス運転者の確保などへの支援
- ・ 低床車両や低床バスの導入支援、交通 IC カードの導入促進、「富山らくらく交通ナビ」による交通情報の提供など、公共交通の利便性の向上
- ・ 城端線、氷見線、高山本線や万葉線などの活性化策への支援

3. 地域のニーズに対応した交通サービスへの支援

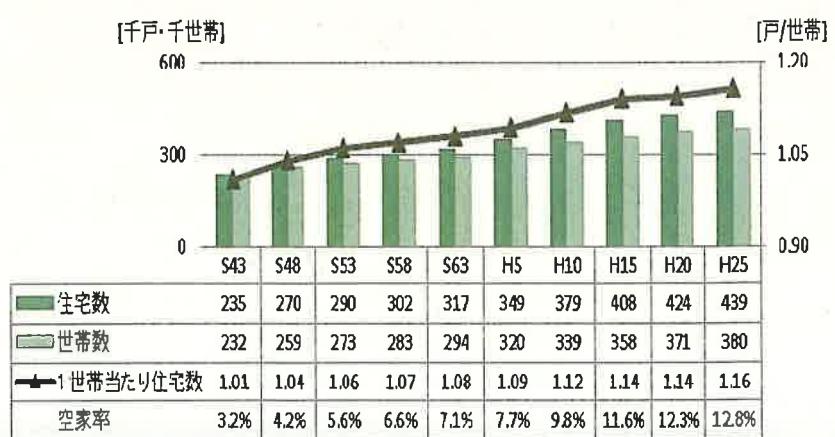
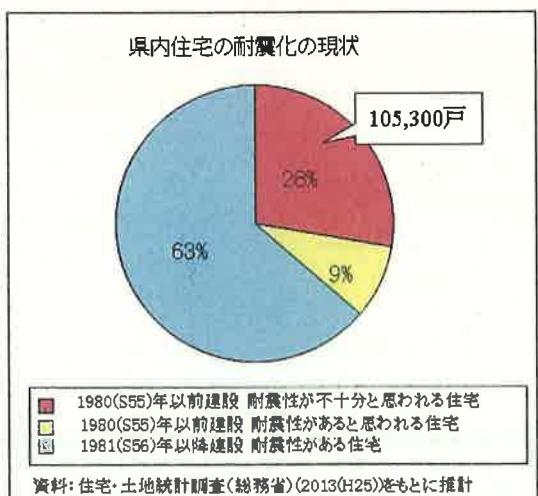
- ・ 利用者ニーズに適切に対応できるバス路線に転換することを目的とした市町村の調査・計画策定の支援
- ・ コミュニティバスからデマンド型交通への転換等の支援など、地域の実情とニーズに対応した交通サービスへの支援

政策名**安心26 安全・安心で豊かな住環境づくり****政策目標**

耐震性やバリアフリー性能等を備えた地球環境にもやさしい住まいでの、それぞれのライフステージに応じて豊かな住生活が営まれていること

<現状と課題>

- 住宅の耐震化やバリアフリー化は進んできていますが、まだ対策が講じられていないものがあります。また、近年、住宅におけるエネルギー消費量が増加しています。
このため、住宅の耐震化、バリアフリー化及び省エネルギー化の一層の推進に取り組む必要があります。
【住宅の耐震化率：68%（H20）⇒72%（H25）、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率：40%⇒46%（H25）、民生家庭部門のエネルギー消費量（H25実績）：28.9%増加（対H2比）】
- まちなかの空洞化が進んでいるほか、県内各所で空き家が増加しています。また、屋敷林の減少、戸建て住宅団地の開発などにより、散居村や昔ながらの町並みが失われつつあります。
こうしたことから、老朽危険空き家の除却や空き家の有効活用など総合的な空き家対策の推進や、地域の特性に応じた良質で快適な住環境を整備する必要があります。
- 少子高齢化の進行や、生活形態や価値観の変化などにより、居住ニーズが多様化しており、こうした県民の居住ニーズに応じて安心して取得・改修できる住宅市場の環境整備が求められています。
また、低額所得者や高齢者、障害者、子育て世帯など自力での住宅の確保が困難な世帯についての住宅セーフティネットの充実が求められています。
【全人口に対する65歳以上人口の割合：26.1%（H22）⇒30.5%（H27）】



住宅ストックと世帯数の推移（出典：住宅・土地統計調査）

＜取組みの基本方向＞

- 住宅施策と防災、福祉、環境等の施策と連携した、住宅の耐震化やバリアフリー化、省エネルギー化の推進
- 利便性の高いまちなかへの居住の誘導、空き家の利活用や適正管理の促進、散居村や昔ながらの町並みの保全の支援、本県の気候・風土、伝統・文化と調和した住宅や伝統工法を活かした木造住宅の普及の推進などによる、地域の特性に応じた良質で快適な住環境整備の推進
- 高齢者や子育て世帯などが暮らし方にあった住まいを安心して選択できるための、民間のサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進、子育て世帯の住宅取得の支援、住宅市場の環境整備や住宅セーフティネットの充実

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の促進

- ・耐震診断及び耐震改修工事に対する支援、市町村・団体等と連携した周知・啓発など、木造住宅の耐震化の促進
- ・バリアフリー化への支援やユニバーサルデザイン化の周知・啓発など、子供から高齢者まで誰もが安全・安心に暮らせる住宅の整備促進
- ・住みよい家づくり資金融資制度等の活用による、省エネルギー住宅の普及促進 など

2. 地域の特性に応じた良質で快適な住環境の整備

- ・まちなか居住を誘導する市街地再開発事業や土地区画整理事業等の推進
- ・空き家の適正管理及び利活用の促進
- ・散居景観保全のための屋敷林の枝打ち支援
- ・県産材等の地域資源を活かした住宅の普及、木造住宅の伝統的な技術の継承 など

3. 住宅市場の環境整備と住宅セーフティネットの充実

- ・住宅登録制度の普及による、民間事業者のサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進
- ・高齢者、障害者、低所得者等の居住の安定を図るための公営住宅の活用
- ・資金融資制度による、三世代同居等の子育て世帯の住宅取得・リフォームに対する支援
- ・中古住宅の品質確保と流通の活性化の推進のための建物状況調査（インスペクション）制度の周知 など

政策名 安心 27 消費生活の安全の確保

政策目標 県民誰もが、消費者トラブルに巻き込まれず、また、医薬品の安全性などに不安を感じることなく、安心して生活を送っていること。

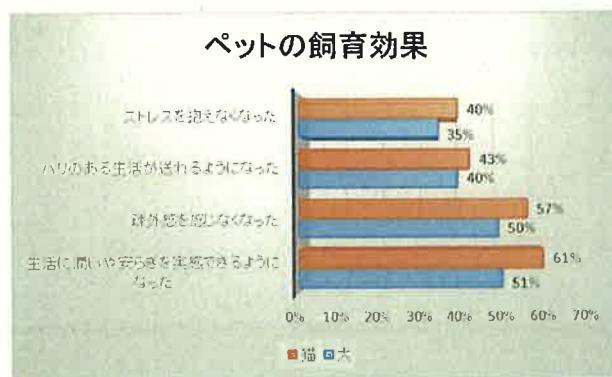
<現状と課題>

- 消費生活に関する相談件数は減少傾向にありますが、一方で、情報通信の発達に伴い、携帯電話やパソコン等、インターネット関連の相談が増加するとともに、相談内容は多様化・複雑化しています。
- また、若者、高齢者からの相談件数が全体の4割を占めており、消費者の自立を支援し、トラブルを未然に防止するため、ライフステージに応じた体系的・効果的な消費者教育が重要です。
- 県や市町村における消費生活相談窓口の整備は進んでおり、また、市町村の消費生活相談員数も増加（H20 5名→H20 21名）していますが、相談内容の多様化・複雑化に応じた相談員の資質向上など、相談体制の一層の充実が求められています。
- 医薬品の使用方法や安全情報に関する相談が多く寄せられるなど、医薬品の安全に関する県民の意識は非常に高く、また、合法ハーブ等と称して販売される薬物やインターネットを通じた違法薬物の入手など薬用乱用への懸念が高くなっています。

【薬の消費者教室開催状況の推移：33回、842人（H25）⇒22回、727人（H26）⇒35回、1,463人（H27）】

- 犬や猫を中心としたペットは、単なる「愛玩動物」から人間の生活に喜びを与えてくれる存在となっています。
- 県民生活に不可欠な水道水等の水質などの安全を守ることが必要です。
- クリーニング所、理容所など県民の豊かな日常生活に重要な役割を担っている生活衛生関係営業施設の減少が続いているが、これらの業種の多くは、経営者の高齢化等の課題を抱えています。

（クリーニング所 H17 2,145 → H27 994 施設、理容所 H17 1,343 → H27 1,205 施設）



＜取組みの基本方向＞

- 住民に身近な市町村の相談体制や、県の広域的・専門的な相談機能を充実・強化するなど消費生活相談体制の整備
- 高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺、若者のインターネット利用によるトラブルの未然防止など、「富山県消費者教育推進計画」に基づくライフステージに応じた消費者教育の体系的な推進
- 医薬品等に関する正しい知識の消費者への普及啓発を図るための消費者教育の充実や、薬物乱用防止の組織的、計画的な普及啓発
- 人と愛護動物が共生する社会の実現のため、動物愛護思想の普及啓発等を推進
- 衛生的な生活環境を維持するための水道水等の安全確保や生活衛生関係営業の振興

＜主な施策の項目と具体例＞

1. 安全・安心な消費生活の実現
 - ・多様化・複雑化する相談に対応するための消費生活相談員の資質向上を図る研修の充実
 - ・広域的・専門的な消費生活相談に係る調整・対応や住民に身近な市町村の消費生活相談体制の充実のための支援など県消費生活センターの中核的機能の充実強化
 - ・若者や高齢者等へのライフステージに応じた消費生活啓発講座の充実など消費者教育の推進
 - ・高齢者を悪質事業者等から見守るための官民一体となった啓発活動の推進
2. 医薬品や危険物等の安全性の確保
 - ・「薬の消費者教室」の開催やホームページ等を活用した医薬品等に関する情報提供の実施
 - ・薬物乱用防止指導員等による啓発活動の展開や、薬物相談等を行う民間自助組織等との連携強化などによる薬物乱用防止対策の実施
 - ・高圧ガス、毒物劇物取扱事業者への立入検査や講習会を通じた法令遵守・保安管理の徹底の指導
3. 動物愛護思想の普及啓発や適正飼育の推進
 - ・動物ふれあい教室や動物愛護フェスティバルなどの実施
 - ・動物愛護ボランティアの養成など県民参加による譲渡推進体制の整備
 - ・終生飼養や動物による危害・迷惑問題の発生防止など適正飼育の推進
4. 衛生的な生活環境の確保
 - ・生活衛生関係営業施設（理・美容、クリーニング、ホテル・旅館、公衆浴場など）の監視指導や公衆浴場、宿泊施設等に対する衛生管理手法の普及啓発
 - ・県生活衛生営業指導センターによる消費者サービスの向上等への支援
 - ・一般公衆浴場の設備改善への支援による経営の健全化の推進